
令和2年大和町議会9月定例会会議録

令和2年9月4日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

応招議員（18名）

1番	穴戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番佐藤昇一君、5番今野信一君を指名します。

日程第2「議案第65号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第65号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第66号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第66号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第67号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第67号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第68号 令和2年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第68号 令和2年度大和町一般会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

おはようございます。3点ほどお伺いをいたします。

事項別明細書の12ページ、4款2項1目、委託料ですかね。水害の稲わらの処理ということでご説明をいただきました。この中で、本町でどのぐらいの負担額が出るのか、その処理に関してですね。ある程度分かっているのであれば、その金額をお教えいただきたい。

それから、20ページ、9款3項3目の14節工事請負費で、大和中学校のテニスコートというお話をお伺いしました。そのご説明の中で、びょうがいっぱいあるのでみたいな話で、委託することにしましたというお話がございました。最初の、要は修復をするときの見積り等々でその辺よく、ちゃんと見ていなかったのか。どうしてこう委託を急にされることになったのか、その理由をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、21ページ、これも9款4項5目になるのかな、14節で、工事請負費で落合教育ふれあいセンターのプールの撤去とお伺いをしました。いずれ撤去するのであれば当初で組んでも問題なかったのかなと思いますし、なぜ今になってこの時期にその撤去する工事を2,500万円ですか、することになったのか、まず理由をお聞かせください。

その3点でございます。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまの馬場議員さんの質問にお答えさせていただきます。

災害廃棄物の処理費に関してですが、申し訳ございません、はっきりした金額を申し上げるよりは相対的なお話でよろしいでしょうか。この台風19号の処理費にしましては国からの補助金なりが下りることになっております。それで補助金が2分の1ということでお話しさせていただきましたが、特別交付税といたしまして、残り町の負担金の分40%が出ますので、かかった費用の10%が町負担分になるということになります。大まかな概要でよろしいでしょうか。申し訳ありません。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

それでは馬場議員さんのご質問にお答えいたします。

この大和中学校のテニスコートの改修については、当初から3面のコート分の特殊な砂、要は飛びにくいような砂と、それを施工するに当たって、一旦今のラインのテープのほうを剥がさなきゃならないと。それで、そのテープと砂を敷きならして締め固めて、そしてそのラインのテープを設置する際、そのテープを固定するためにピンを1万本以上打たなければならないというようなことで、当初これは学校側でやれるというような話の想定で予算化をしておりました。ただし、確かにその施工はやれることはやれるんですけども、ただその砂を均一に薄く敷きならししなければならぬのと、その敷きならし後にラインのテープをすっかり寸法どおり復元しなくてはならないとなると、結構、ある程度の測量の技術がないとやれないところがあるのと、それをピンで留めるとなった場合、一番怖いのが、それは確かにそのピンを打つことはできるんですが、実際今度その競技の使用後、そのピンがどうしても、ある程度素人の方がやるとどうしても抜けやすいと。そうすると今度、けがのもとになると。あわせて、その耐久性、せっかくお金をかけて砂を敷きならしてテープを張ったにもかかわらず、そこでその耐久性がちょっと保たれないんじゃないかということで、今回申し訳ないんですけどもその修繕料、こちらは当初材料費のみを計上しておりましたので、その分を減額させていただいて、材料込みの工事費ということで専門の業者に工事請負をさせていただきたいということで、今回その補正をお願いしたいものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在の落合教育ふれあいセンターのプールにつきましては、当時落合中学校のプールといたしまして昭和42年に建設されたものでございます。当時は中学生だけでなく小学生も利用していたということでありましたが、落合小学校に新しいプールができましたことから利用がなくなり現在に至っているという形になっているところでございます。建設から53年ほどが経過いたしまして老朽化が進んでいるところでございます。また、プールの近くには同様に年数が経過いたしました防火水槽もあるのでございますが、今回プールと併せましてその防火水槽も撤去する予定の方向で考えているところでございます。火災時にその防火水槽を補完する意味合いがありまして今までプールを残していたというものと考えておりますが、今回、教育ふれあいセンターに隣接いたします子育て支援住宅に新たに防火水槽ができましたことから、その分を補えるようになったところでございます。今年度に完成予定であります子育て支援住宅には小さな子供たちも住まわれるようになりますことから、周辺の安全面を考慮いたしまして、黒川消防署のほうも協議、確認をいたして、今回プール、あと従前の防火水槽も併せまして撤去するような形になったものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

すみません、ただいまの説明でちょっと表現方法に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

先ほど地方負担分の4割という言い方をしたんですが、地方負担分の80%となります。それで全体の4割ということで、90%が交付税や補助金で賄えて、10%が町の負担金というところには変わりはないんですが、ちょっと先ほどその交付税の割合について表現が誤りありましたので訂正させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

理解しました。でも、本当は負担が出ないようにという、何か最初の国のお話だったように伺っていたもので、そんなに大きい金額にはならないと思いますけれども、町の負担がある程度出るのは、それはしょうがないのかなと納得するところでございます。

それから、ラインテープの件で、それによって例えば工事期間が取られるわけですよ。そうすると、当初の先生がやるのか学校がやるのか、ちょっとそこまではお話しただけなかったのですが、その子供たちが使えない期間というのが長くなるような気がするんですが、その辺は問題ないのかどうか、もう一度お答えをいただければと思います。

それから、旧落合中学校のプール、昨日私も見させていただきました。ちょっとひどいですね。もう少し早く撤去しても、水の量も水利という割には半分ぐらいかな、昨日見た感じは。魚もいるし、中に汚泥はたまっているし、課長おっしゃったように隣に防火水槽もあるんですけども。撤去されるということですけども。防火水槽のほうも随分へドロなりたまっておりました。これ課長答えるのなかなか大変でしょうから、町長、どうして今まであの状態で置いておいたのか。水利というのは分かるんですけども、であればもう少しきれいにしておくとかそういうのがあるかと思うんですけども。これは町長にお答えいただいたほうがいいのかと思うんですけども、どうしてあの状態のまま今の今まで放置をして、放置というかあの状態で置いておいたのか。全く手がかかっていないように見えるんですけども、町長からご答弁いただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

馬場議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

確かに工事施工期間は使用できなくなるわけなんですけれども、こちらについても、当然、直接作業においてもその期間は使用はできない状況になるので、その状況は同じなんですけれども。ただ、今回その専門の業者に請負させることによりまして短期間で施工ができるというのと、確実に仕上がるといったことで、その辺についてはあとまた学校と調整しながら、できるだけ短期間で施工をさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在まで何でそうだったかということでございますけれども、管理の問題は多少あったというように思いますが、先ほど申しました防火水槽という役割があったところでございます。管理について、汚泥がという、汚泥といいますかごみがという状況もあったということでありました。管理についてはちょっといろいろ課題はあったかもしれません。そういうことで、基本的にはその考え方。それで今回、支援住宅の中にそういった新たなものができたということで、そういうことで今度撤去をするという考えになったところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

防火水槽、あそこは高いですから水を引っ張ってくるもの非常に大変だということも分かりますが、であれば、プールをそういうふうに、要は定義をしているわけですよ、水利としてね。今回たまたま、たまたまというか、水が、消火栓を恐らく引っ張ってくるということで防火水槽も同時にということかもしれませんが、ならばもう少し早めに、あそこは建物があるんですから、そういう水路を引っ張るとかしておくべきだったんじゃないかと思えますよ。コンクリートの上に木生えていましたよ。コンクリートは下見えませんでした、あの歩く部分は。やはりこういうものはしっかりと、町の管理物ですから、町民の皆さんも不安でありますし、恐らく水がたまっているところにはボウフラが湧いて、魚がいましたけれども、魚が食べてくれているんだろう

と思いますけれども、やはりしっかりと管理していただきたいと思いますが、町長、最後に一言。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろ、施設の管理について、そういったものについてはおっしゃるとおり管理のやり方がしっかりしなければいけないと思っております。今後そういったことについても精査しながらやっていきたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

質疑ありませんか。渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

教育費、中学校費について1つお尋ねをいたします。20ページ、委託料の50万1,000円で、宮床中学校の斜面木の伐採とお伺いをいたしました。あそこは大衡北四番丁線の工事もある、そちら側なのか、それとも玄関口なのか、全体的なのか、その辺のところちょっとお伺いしたいのと。

それから、昨今の大雨で町内でも山を中心に崖崩れ等が発生しているんですけれども、宮中の斜面も結構な斜面あります。崖崩れに備えての植生の保全、こういったこともお考えなのかどうか、お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回のその50万1,000円の伐採の箇所なんですけれども、今の正面の進入路を入れて、ちょうどカーブ、一旦右のほうにカーブ上がって上るんですけれども、その付近ののり面の、モルタル吹きつけの上ののり面に、今、高木があるんですけれども、そちらが今ちょっと根っこが見えて、ちょっと倒木のおそれがあると。そのほかに、

あとこっちの駐輪場から階段がありまして、その階段を上った途中にも、同じく高木で倒木するおそれがある木が合わせて4本ぐらいあるんですけども、今回その倒木のおそれがあるところの伐採ということでの補正でございます。

あと、2点目の大雨とかののり面の今の緑地といいますか、そちらの状況なんですけれども、これにつきましては、基本的にあそこののり面については、もうあその中学校が造成されてから既に30年以上経過していますので、ある程度の自然緑地な感じで今植栽もある程度落ち着いた形であるかと思えますけれども、今後も引き続きそののり面の状況、樹木の状況を確認しながら、危険箇所については随時、その辺については対応していきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

伐採の場所よく分かりました。保全という点で、あそこコンクリートの吹きつけみたいなのがございましてけれども、もう竣工時から何十年と経過してひび割れ入っていますよね。ちょっと見た目に、私なんか素人ですから全く分からないんですけども、ちょっと不安を感じていて、今伐採ということで改めてお尋ねをするので、その辺は大丈夫と踏んでいらっしゃいますか。

議 長 （高平聡雄君）
教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

ただいまの質問はモルタル吹きつけ部分ののり面、今の状況で大丈夫なのかというご質問でございますが、確かにところどころにひび割れがあつて、ちょっと剥離しているような状況もあるところもございまして。その辺については随時観察といいますか、経過を観察しながらいろいろ対応させていただきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
質疑ありませんか。門間浩宇君。

1 2 番 (門間浩宇君)

馬場議員の質問に若干関連するんですが、事項別明細の12ページで衛生費、廃棄物処理費の中で機械借上料、町民生活課の阿部課長と代わられただけなので、じゃあどこまで答えられるかちょっと分かりませんが、ちょっとだけ質問をさせていただきますが、稲わら集めさせていただいて、鶴巣であれば鶴巣の山田のところに集積をさせていただきます。ほかにも3地区か4地区ぐらいあるんでしょうが、やっとなら岩手のほうに片づけ始まったようであります。本来であれば4月までには集積はというか撤去のほうは終わっているわけですから、その後も特に山田のところには入り口に重機が、大きなコンボがずっと、本来であれば4月に終わっているわけですから、8月、9月になってもまだ置いてあったという部分で、あの重機もリースなり、あるいは業者からの借り上げの費用に入っているのかどうなのか。その辺のところちょっとお聞かせを願いたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

ただいまの門間議員さんの質問にお答えさせていただきます。

仮置き場に置いておりました重機につきましては、搬入時から、稲わらの水田からの搬入時のときから搬入作業等々に使うということで重機を置いてございました。それで搬入が終わった後もそのまま置いてございましたが、その理由といたしましては、稲わらでございますので、自然発火等のおそれがあるということで、そういった災害が起きた際に素早く対応するために、攪拌というんですかねしたり散らしたりして、災害の規模を最小限に食い止めるためにということで、待機というような状態で重機を置いていた状況でございます。それで、この賃借料の中にはその重機代も含まれております。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

門間浩宇君。

12番 (門間浩宇君)

今、阿部課長から言われたように、しっかりとしたそういう理由づけがあればいいんですが、地域住民とかその辺の周辺を通っている人間にとっては、何のために置いているんだと。5か月も6か月も無駄な経費じゃないのかという誤解をする方もおります。そういった意味で、その地区の方々、あるいは区長さんとかその辺のところにも話を通しておいていたらいいいのではないのかなという思いでの質問をさせていただきました。

ただ、結構稲わらも腐ってきまして減容化されてきましたし、ならば地域のレクリエーション広場という意味合いもありますので、速やかな形で撤去をして片付けていただきたいと。阿部課長の話ですと、来春までは、年度内に片付けるという話ではありますが、ならば幾らかでも早めに開放をしていただければいいのかなと思います。期待を込めて、一所懸命頑張ってくださいたいという思いでの質問でございます。

終わります。

議長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

そうですね。地域への方々への説明が不足していて申し訳なかったと思います。

今、7月からようやく処理の処理先も決定いたしまして作業のほう進めているところでございますので、これから冬に向かうので、今後の気候状況もあるかと思いますが、また処理先のほうも内諾いただいているところもありますので、手続等を速やかに進めて年度内には終わるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第69号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第69号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提案者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第70号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正
予算」

議長（高平聡雄君）

日程第7、議案第70号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

介護保険のほうの事項別の40ページになるんですかね、ここで歳入の方で8款の繰越金ですか、補正前の額が200万円で補正後に1,900万円になるということで、前年度、令和元年度のも見せていただきました。やはり6月に1,000万円強の繰越金が出ているのですが、この説明をしていただきたいのですがよろしいですか。中身。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、馬場議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思っておりますけれども。

介護保険特別会計につきましては、歳入歳出、それにつきましては、国からの交付金、そういった形と、あと介護保険の保険料の個人の方々の収入等々ありまして、平成30年度ですと21億2,400万円ほどの歳入がございました。歳出につきましても、各介護関係の給付を受ける方々の給付費と、介護支援を受ける方々の重度にならないような形の支援の制度の事業費と、そういった形を合わせまして歳出のほうは20億円という形になります。その差し引きにつきましては、平成30年度ですと4,600万円ほどの実質収支後の黒字と申しますかそういった形になりまして、その分の一部を基金として2,400万円ほど基金に積み立てた残りが2,175万円ほどの特別会計の繰入金という形でございます。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

前年度の繰越しということで、要は残金ですよ。要は前年度も同じ金額が繰越しされていますよね。それで、当初で200万円にしているんですか。この辺、ある程度年数というか人も変わらないでしょうし、もう少しこの辺を精査して当初でというのはできないものなんですか、この辺は。それとも項目の設定で200万円にしているのか。その辺どういう理解をしたらいいのか、お答えいただければと思うんですけども。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

歳入歳出、主に歳出につきましてはその事業等の見込みという形で、どのくらいかかるかという形の金額を出します。それに対して国からの補助、あとそのほか関係する県のほかの補助、そういった形の負担金等頂戴しまして、あとその賄いできない部分を介護保険料という形の見込みを足して収入支出を差引きゼロという形にするわけでございます。その繰越しの見込みという形で200万円、当初の予算計上をするような形を取っております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は午前10時45分とします。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8「議案第71号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第71号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第72号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第72号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第73号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第73号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第74号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第74号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第75号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第75号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「認定第1号 令和元年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第14「認定第2号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第15「認定第3号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第16「認定第4号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出

決算の認定について」

日程第17「認定第5号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第18「認定第6号 令和元年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第19「認定第7号 令和元年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第20「認定第8号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第21「認定第9号 令和元年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第22「認定第10号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第23「認定第11号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第24「認定第12号 令和元年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第13、認定第1号 令和元年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程24、認定第12号 令和元年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長（吉川裕幸君）

それでは、議案書30ページをお願いいたします。

認定第1号 令和元年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元の令和元年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願いいたします。あわせてまして、議案説明資料、認定第1号、令和元年度一般会計歳入歳出決算、会計課の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

初めに、各種会計歳入歳出決算書 1 ページ、2 ページをお願いいたします。

一般会計と10の特別会計それぞれの決算額の総括表でございます。

初めに、一般会計でございます。

歳入、収入済額139億4,919万8,343円、歳出、支出済額125億9,346万5,230円となりまして、差引残額につきましては13億5,573万3,113円となったところでございます。

次に、3 ページ、4 ページをお願いいたします。

一般会計歳入款別集計表でございます。

歳入合計といたしまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

予算現額計につきましては146億6,953万7,000円、調定額につきましては148億5,304万1,393円、収入済額につきましては139億4,919万8,343円となっております。

不納欠損額につきましては971万5,145円でございます。

収入未済額につきましては、調定額から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引きました額でございます。8億9,412万7,905円となっております。

予算対比につきましては95.09%、調定対比につきましては93.91%となっております。

次に、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

一般会計歳出款別集計表でございます。

歳出合計をお願いいたします。

予算現額計につきましては歳入と同額でございます。支出済額につきましては125億9,346万5,230円となっております。また、翌年度への繰越額につきましては、繰越明許費が15億5,839万5,000円、事故繰越が4,078万8,000円となっております。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引きました不用額が4億7,688万8,770円となっております。予算対比につきましては85.85%でございます。

続きまして、議案説明資料、認定第1号関係をお願いいたします。

主に決算額を平成30年度と比較いたしました表となっております。

説明資料の4 ページをお願いいたします。

歳入の決算額でございます。

金額、または増減率の大きな款を万円単位で説明させていただきます。

表右側の差引きと増減率の欄をお願いいたします。

初めに、1 款町税でございます。企業、法人業績の低下によりまして、法人町民税の大幅な減によりまして、差引きで10億606万円の減、14.9%の減となっております。歳入全体に占めます構成比につきましては41.1%となるところでございます。

2 款地方譲与税でございます。国が国税として徴収いたしました税の一部が市町村に譲与されるもので、記載のとおりとなっております。

3 款利子割交付金から 9 款環境性能割交付金につきましては、県が徴収いたしました税の一部が市町村に交付されるもので、記載のとおりとなっております。

8 款自動車取得税交付金につきましては、令和元年 9 月末で廃止されましたことにより 1,665 万円の減、45.2%の減。

9 款環境性能割交付金につきましては、自動車取得税交付金の廃止により新たに制度創設されており 524 万円皆増となっております。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、記載のとおりとなっております。

11 款地方特例交付金につきましては、子ども・子育て支援臨時交付金の創設により 4,586 万円の増、581.3%の増となっております。

12 款地方交付税につきましては、令和元年台風第 19 号災害関連の特別交付税の大幅な増加により 7 億 215 万円の増、111.6%の増となっております。

13 款交通安全対策特別交付金から 15 款使用料及び手数料につきましては、記載のとおりでございます。

16 款国庫支出金につきましては、小中学校空調設備整備事業に伴う国庫補助金等の増により 1 億 4,344 万円の増、10%の増となっております。

17 款県支出金につきましては、吉田川床上浸水対策緊急特別事業に伴う県負担金等の増により 1 億 6,464 万円の増、26%の増となっております。

18 款財産収入につきましては、平成 30 年度にございました県有地売払収入の減により 4,352 万円の減、81.1%の減となっております。

19 款寄附金につきましては、記載のとおりでございます。

20 款繰入金につきましては 7 億 6,968 万円の増、593.3%の増となっております。そのうち基金繰入金のふるさと創生基金及び農村環境保全基金につきましては、本年 3 月定例会議におきまして、それぞれの基金条例を廃止する条例のご可決をいただきましたことから、決算年度中に基金繰入金としてその処理を行ったところでございます。

21 款繰越金につきましては 10 億 6,030 万円となっております。そのうち 7 億 6,803 万円につきましては、平成 30 年度からの繰越明許費及び事故繰越の繰越額でございます。

22 款諸収入につきましては記載のとおりとなっております。

23款町債につきましては、減収補填債等の借入れ増によりまして10億6,800万円の増、3,682.8%の大幅な増となっております。

令和元年度歳入合計につきましては139億4,919万円となったところでございます。平成30年度と比較いたしますと、差引き合計で22億3,275万円の増、19.1%の増となったところでございます。

続きまして、5ページ、歳出の決算額でございます。

表右側の差引きと増減率の欄をお願いいたします。

議会費につきましては記載のとおりでございます。

2款総務費につきましては、昨年度執行されました各種選挙の執行経費の増、本年2月に稼働開始いたしました戸籍証明書及び住民票等コンビニ交付に係りますシステム構築業務経費などの増により1億1,042万円の増、8.2%の増となったところでございます。

3款民生費につきましては、平成30年度での民間認可保育施設への整備補助金及び宮床児童館新築工事の完了等によりまして減となっております。

4款衛生費につきましては、台風第19号災害関連として災害ごみ処理費の増、黒川行政事務組合負担金、旧ごみ焼却施設解体工事に係る負担金の増などによりまして1億6,635万円の増、14%の増となったところでございます。

5款農林水産業費につきましては、中山間地域所得向上支援事業交付金、有害鳥獣被害防止施設補助金の交付等によりまして増となっております。

6款商工費につきましては、観光物産協会、夏祭り、店舗改修事業等の補助金の交付によりまして増となっております。

7款土木費につきましては、もみじヶ丘歩道橋改良事業、子育て支援住宅事業等の増によりまして6億2,032万円の増、53.5%の増となったところでございます。

8款消防費につきましては、台風第19号による災害応急事業により増となっております。

9款教育費につきましては、小中学校空調設備整備事業、総合運動公園多目的広場改修、学校校舎建設基金積立金等の増により10億260万円の増、80.2%の増となったところでございます。

10款災害復旧費につきましては、台風第19号による災害復旧事業の増により3億9,061万円の増、671.2%の増となったところでございます。

11款公債費につきましては記載のとおりでございます。

令和元年度歳出合計につきましては125億9,346万円となったところでございます。

平成30年度と比較いたしますと、差引き合計で22億4,732万円の増、21.7%の増となったところでございます。

次に、決算書の事項別明細の概要につきましてご説明を申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書の19ページ、20ページをお願いいたします。

歳入につきましては、節ごとに記載がなされ、備考欄に詳細の記載をしているところでございます。ここからの金額の説明につきましては、万円単位とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、1款町税でございます。調定額につきましては58億4,766万円でございます。収入済額につきましては57億3,860万円、不納欠損額につきましては971万円となっております。

なお、不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づきまして、その処分の手続を行っているところでございます。

収入未済額につきましては9,934万円となっております。

次に、1項町民税でございます。収入済額につきましては22億3,739万円、前年度比較しますと13億3,788万円の減、37.4%の減となっております。

内訳といたしまして、1目個人では収入済額が14億49万円となり、前年度より6,758万円の増、5.1%の増となっております。2目法人では収入済額が8億3,690万円となり、前年度比較で14億547万円の減、62.7%の減と大幅に減少しているものでございます。

次に、2項固定資産税でございます。収入済額が28億6,690万円となり、前年度比較で3億949万円の増、12.1%の増となりまして、1目固定資産税が28億2,998万円、2目国有資産等所在市町村交付金が3,692万円となっております。

なお、交付金の内訳につきましては、備考欄への記載のとおりでございます。

次に、3項軽自動車税につきましては、収入済額が8,316万円となり、前年度比較で353万円の増、4.4%の増となっております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

4項町たばこ税につきましては、収入済額が2億9,531万円となり、前年度比較で399万円の増、1.4%の増となっております。

5項入湯税につきましては、収入済額が26万円となっております。

6項都市計画税につきましては、収入済額が2億5,550万円となり、前年度比較で1,482万円の増、6.2%の増となっております。

続きまして、2款地方譲与税でございます。収入済額が1億3,400万円で、1項1

目自動車重量譲与税及び、23ページ、24ページをお願いいたします、2項1目地方揮発油譲与税並びに3項1目森林関係譲与税ともに収入済額は調定額と同額となっております。

次に、3款利子割交付金から5款株式等譲渡所得割交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

25ページ、26ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金から8款自動車取得税交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

27ページ、28ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金から11款地方特例交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

29ページ、30ページをお願いいたします。

12款地方交付税、13款交通安全対策特別交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

なお、12款地方交付税の内訳につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。

31ページ、32ページをお願いいたします。

14款分担金及び負担金でございますが、1項分担金、2項負担金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

次に、15款使用料及び手数料でございます。

1項使用料につきましては収入済額が7,996万円となり、1目総務使用料から、35ページ、36ページの教育使用料まで、それぞれの各施設等の使用に対します収納がなされたものでございます。

31ページ、32ページにお戻りをお願いいたします。

1目総務使用料、1節施設使用料につきましては、庁舎使用料及び各地区のコミュニティセンター等の使用料でございます。

33ページ、34ページをお願いいたします。

2節公共物使用料、3節町民バス使用料につきましては記載のとおりとなっております。

2目民生使用料につきましては、ひだまりの丘使用料、3目農林水産使用料につきましては、町民研修センター及びふるさとセンター等の使用料でございます。

4目商工使用料の観光使用料につきましては、セツ森生産直売所及び南川湖畔生産

物直売所等の使用料でございます。

5目土木使用料のうち、3節住宅使用料につきましては、町営住宅に係ります家賃収入といたしまして、収入済額が4,014万円となりまして、収入未済額が384万円となっております。

35ページ、36ページをお願いいたします。

6目教育使用料につきましては、小・中学校体育館使用料及びまほろばホール等の使用料でございます。

2項手数料につきましては、収入済額が7,342万円となり、1目総務手数料から、37ページ、38ページ、4目土木手数料までとなっております。

35ページ、36ページにお戻り願います。

そのうち3目1節清掃手数料でございますが、廃棄物処理手数料で1万円の収入未済額があるところでございます。

37ページ、38ページをお願いいたします。

次に、16款国庫支出金でございます。

1項1目民生費国庫負担金につきましては、収入済額が10億2,595万円となっております。

1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対します負担金収入となっているところでございます。

2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、収入済額101万円、収入未済額9,301万円でございますが、道路・橋梁等災害復旧に係ります繰越明許費でございます。

39ページ、40ページをお願いいたします。

2節公立学校施設災害復旧費負担金につきましては、収入未済額が762万円でございますが、宮床中学校のり面災害復旧に係ります繰越明許費でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節個人番号カード交付事業費補助金から5節プレミアム付商品券事業費補助金でございます。1節、2節及び4節につきましては、調定額どおりの収入済額でございます。3節プレミアム付商品券事務費補助金につきましては、収入済額976万円、収入未済額10万円でございますが、プレミアム付商品券事務費に係ります繰越明許費でございます。4節地籍整備推進調査費補助金の収入済額428万円につきましては、吉田川床上浸水対策に係ります平成30年度からの繰越明許費でございます。5節プレミアム付商品券事業費補助金につきましては、収入済額566万円でございます。収入未済額140万円につきましては、プレミアム付商

品券事業費に係ります繰越明許費でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、3,391万円の収入済額でございます。

1節障害者福祉費補助金及び2節児童福祉費補助金の補助金収入となっております。

41ページ、42ページをお願いいたします。

3目衛生費国庫補助金につきましては、2,630万円の収入済額でございます。1節保健衛生費補助金及び2節清掃費補助金の補助金収入となっております。

4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金につきましては収入済額2,570万円となりまして、うち1,585万円につきましては、橋梁整備に係ります平成30年度からの繰越明許費でございます。収入未済額8,834万円につきましては、道路改良に係ります繰越明許費でございます。

2節住宅費補助金につきましては、収入済額97万円となっております。

3節都市整備費補助金の収入済額1,967万円につきましては、都市再生整備事業のもみじヶ丘歩道橋改良工事に係る平成30年度からの繰越明許費でございます。

5目消防費……

議 長 (高平聡雄君)

課長、ここで暫時休憩します。

再開は午前11時25分とします。

午前11時15分 休 憩

午前11時25分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長 (吉川裕幸君)

引き続き、41ページ、42ページをお願いいたします。

16款2項5目消防費国庫補助金、1節災害対策費補助金につきましては収入済額347万円となりまして、うち330万円につきましては、防災ハザードマップ作成に係り

ます平成30年度からの繰越明許費でございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。

6目教育費国庫補助金でございます。

1節教育総務費補助金から4節社会教育費補助金まで1億759万円の収入済額となっております。

2節小学校費補助金につきましては、収入済額5,361万円となりまして、うち5,298万円につきましては、空調設備整備事業に係ります平成30年度からの繰越明許費でございます。収入未済額1,178万円につきましては、吉田小学校講堂天井落下防止対策事業に係ります繰越明許費でございます。

3節中学校費補助金につきましては、収入済額3,165万円となりまして、うち3,135万円につきましては、空調設備事業に係ります平成30年度からの繰越明許費でございます。

4節社会教育費補助金につきましては、被災者支援総合交付金として収入済額539万円となっております。

5節公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金の収入未済額4,211万円につきましては、小中学校校内情報通信ネットワーク環境整備事業に係ります繰越明許費でございます。

7目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては2億8,983万円の収入済額でございまして、子供医療費助成事業、道路舗装工事等を実施したところでございます。

なお、収入済額のうち4,911万円につきましては、道路パトロール車購入及び町道前河原熊谷線舗装改良工事に係る平成30年度からの繰越明許費でございます。

8目1節農業費補助金につきましては、収入済額1,360万円、収入未済額8,446万円でございますが、持続的生産強化対策事業費といたしまして農業用施設災害復旧事業に係ります繰越明許費でございます。

45ページ、46ページをお願いいたします。

次に、3項委託金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

17款県支出金でございます。

1項2目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金から、47ページ、48ページの6節災害救助費負担金まで、4億9,496万円の収入済額となっております。これは国庫負担金と同様に県負担分の収入でございます。

3目災害復旧費県負担金、1節災害弔慰金等負担金につきましては、187万円の収

入済額となっております。

4目土木費県負担金、1節吉田川床上浸水対策緊急特別事業につきましては、収入済額6,851万円となっており、収入未済額につきましては5,648万円でございます、道路改良事業等に係ります繰越明許費でございます。

2項県補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金につきましては、56万円の収入済額でございます。

2目民生費県補助金につきましては、49ページ、50ページをお願いいたします。

1節社会福祉費補助金から3節児童福祉費補助金まで8,991万円の収入済額となっております。

3目衛生費県補助金につきましては、172万円の収入済額でございます。

4目農林水産業費県補助金につきましては、1節農業費補助金から、51ページ、52ページをお願いいたします、2節林業費補助金まで4,915万円の収入済額となっております。

6目市町村振興総合補助金につきましては、657万円の収入済額でございます。

7目1節みやぎ環境交付金につきましては、448万円の収入済額となっております、大和中学校体育館照明設備のLED化事業の補助金収入でございます。

53ページ、54ページをお願いいたします。

8目災害復旧費県補助金につきましては、1節農地等災害復旧事業費補助金、収入済額770万円となりまして、収入未済額1億6,977万円につきましては、農業用施設等災害復旧事業に係ります繰越明許費でございます。

3節被災児童生徒就学支援等事業補助金につきましては、300万円の収入済額となっております。

次に、3項委託金でございます。

1目総務費委託金から、55ページ、56ページをお願いいたします、3目教育費委託金まで6,921万円の収入済額となっております。

続きまして、18款財産収入でございます。

1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入につきましては、323万円の収入済額となっております。

2目1節利子及び配当金につきましては560万円の収入済額でございます、財政調整基金等の基金利子及び配当金でございます。

57ページ、58ページをお願いいたします。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入及び2目物品売払収入で129万円の収入済

額となっております。

次に、19款寄附金でございます。

2目1節民生費社会福祉費寄附金につきましては50万円、3目教育寄附金につきましては、1節教育総務費寄附金、2節社会教育費寄附金としまして18万円、4目ふるさと寄附金につきましては3,938万円の収入済額となっております。

59ページ、60ページをお願いいたします。

20款繰入金でございます。

1項特別会計繰入金につきましては、3財産区特別会計と国民健康保険事業勘定特別会計からの1,028万円の収入済額となっております。

2項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金から、61ページ、62ページをお願いいたします、7目農村環境保全基金繰入金までの8億8,913万円の収入済額となっております。

21款繰越金でございます。

63ページ、64ページをお願いいたします。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金10億6,030万円の収入済額でございます。

22款諸収入、1項1目延滞金につきましては、79万円の収入済額でございます。

2項1目1節預金利子につきましては1万円の収入済額で、歳計現金等の利子でございます。

3項貸付金元利収入、1目1節民生費貸付金元利収入につきましては、災害援護資金貸付金の償還として1,017万円となり、収入未済額は392万円となっております。

65ページ、66ページをお願いいたします。

2目1節商工費貸付金元利収入につきましては、中小企業振興資金預託金の償還としまして4,790万円の収入済額でございます。

4項受託事業収入につきましては、1目農業費受託事業収入、1節農地中間管理機構受託事業収入として2万円、2目教育費受託事業収入、1節自転車競技場管理受託事業収入として928万円の収入済額でございます。

5項雑入でございます。

1目納付金につきましては、1億1,473万円の収入済額でございます。2節給食費納付金につきましては、1億1,452万円の収入済額。収入未済額につきましては、137万円となっております。

2目1節場外車券売場交付金につきましては、528万円の収入済額でございます。

次に、3目1節雑入でございます。

65ページから68ページまでとなります。

収入済額につきましては、9,168万円となっております。備考欄記載のとおりでございます。

次に67ページ、68ページ。

23款町債でございます。

1項2目減収補てん債につきましては、9億8,000万円の収入済額となっております。

69ページ、70ページをお願いいたします。

3目教育債、1節小学校債につきましては収入済額130万円となっております。収入未済額2,310万円につきましては、吉田小学校天井落下防止対策事業に係ります繰越明許費でございます。

2節公立学校施設整備事業債の収入未済額1億2,800万円につきましては、小中学校校内情報通信ネットワーク環境整備事業に係ります繰越明許費でございます。

4目災害復旧債、1節公共土木施設災害復旧債につきましては、収入済額6,930万円となっております。収入未済額4,870万円につきましては、道路橋梁等災害復旧に係ります繰越明許費でございます。

2節公立学校施設災害復旧債の収入未済額510万円につきましては、宮床中学校のり面災害復旧に係ります繰越明許費でございます。

3節農林水産施設災害復旧債につきましては、収入済額4,640万円となっております。収入未済額2,540万円につきましては、農地等小災害復旧に係ります繰越明許費でございます。

以上が一般会計の歳入でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

続きまして、歳出に移らせていただきます。

決算書は71、72ページをお願いいたします。主要な施策の成果に関する説明書は26から30ページを併せて参照をお願いいたします。

1款の議会費でございます。

1 款 1 項 1 目議会費は、議会の運営に要したもので、定例会議、随時会議、各常任委員会等の活動に要した経費及び議員、職員の人件費が主な内容でございます。

1 節及び 9 節は、議員 18 名分の報酬及び費用弁償並びに常任委員会等の視察旅費でございます。

2 節は職員 3 名分の給料、3 節は職員の各種手当等及び議員の期末手当、4 節は共済費等の人件費に係るものでございます。

以下、各款、科目の 2 節から 4 節までの人件費関係につきましては、今後、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

8 節でございます。議会広報に掲載した小学生及びスポーツ少年団からの記事に対する謝礼として図書カードを購入したものでございます。

10 節は、議長交際費でございます。

11 節は、コピー、事務用品、視察受入れ時の茶菓子代、議会だよりを年 4 回発行した印刷製本に要した費用などでございます。

12 節は、切手代等通信費に要しました経費。

13 節は、会議録作成及び議場コンサート時楽器運搬などの委託料でございます。

73、74 ページをお願いいたします。

14 節は、タブレット端末借上料、有料道路通行料、議会運営文書共有システム利用料等でございます。

18 節は、議会広報用デジタル一眼レフカメラ一式の購入費用。

19 節は、宮城県町村議会議長会並びに宮黒町村議会議長会などの負担金及び政務活動費の交付金でございます。

次に、総務費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、31 ページから 33 ページを参照願います。

3 目一般管理費は、一般的管理費のほか、職員研修事業、公用車運行管理、職員の健康管理、行政区設置及び黒川行政事務組合負担金等に要した費用でございます。

1 節は、区長 62 名、産業医、特別職給料等審議会委員に係る報酬でございます。

決算書 75、76 ページをお願いいたします。

7 節は、総合案内等の事務補助員に要した費用でございます。

8 節は、顧問弁護士への報償費と退任区長への記念品、研修講師謝礼等に要した経費でございます。

9 節は、行政区長、総合教育会議委員の費用弁償、町長の企業誘致活動、政府要望

等に要した旅費、職員の研修旅費でございます。

10節は、町長交際費でございます。

11節は、事務用消耗品、新聞、図書等の購読代、公用車の燃料代、車検整備料等に要した費用でございます。また、食糧費につきましては、区長会議来客用茶代の費用でございます。

12節は、電話通信費用、公用車保険料、職員ボランティア保険料でございます。

13節は、県公平委員会への事務委託のほか、職員採用試験の委託、区長配達業務の委託、職員研修の委託、職員健康診断業務の委託料でございます。

14節は、公用車の有料道路通行料、出張時の駐車料金、官報検索システムの使用料でございます。

19節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費、宮黒町村会職員研修時の負担金でございます。

23節は、県移譲事務交付金等の前年度、平成30年度でございますが、その実績によります償還金でございます。

77、78ページをお願いいたします。

27節は、公用車の自動車重量税でございます。

続きまして、2目文書広報費につきましては、文書管理、広報広聴等に要した費用となっております。

説明書は、33ページから34ページをご参照をお願いいたします。

1節は、情報公開審査会並びに個人情報保護審査会でございますが、開催がなく、支出はございませんでした。

8節は、報償金が広報編集委員研修会の講師及び記事掲載作成者への謝礼でございます。賞賜金は、広報モニターへの謝礼として図書カードの購入代となっております。

9節は、広報セミナーへ担当者が出席した際の旅費でございます。

11節は、コピー代金、広報「たいわ」12か月分、65周年町勢要覧の印刷に要した印刷製本費並びに例規集の追録代などでございます。

12節は、郵便後納料金、電話料金の通信料、PR施設完了検査証紙購入代に要した費用でございます。

13節は、PR施設設置工事施工管理業務及び旧N T T 書庫文書運搬業務、移転先の吉田教育ふれあいセンターの備品運搬、物品処分業務に要した費用でございます。

14節は、印刷機、ファクス、例規システム等の借上料となっております。

15節につきましては、PR施設の建設工事代。

19節は、社団法人日本広報協会への会費負担金、広報セミナーの参加負担金となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、3目財政管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、35ページをお願いいたします。そのほか配付資料といたしまして、決算に関する説明の内訳を別冊で配付してございます。あともう一点、地方消費税の使途関係の資料も配付させていただいてございますので、委員会審査等の参考にしていただければと存じます。

それでは、77ページの8節報償費につきましては、入札監視委員会委員の報償金でございます。

11節につきましては、コピー代、事務用品、参考図書等の購入費用等の消耗品、入札監視委員会開催時のお茶代、印刷製本費につきましては、予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書の印刷代でございます。

79ページ、80ページをお願いいたします。

13節につきましては、統一的な基準による財務書類等作成及び公会計システム保守料でございます。

19節は、地方財務協会への負担金でございます。

25節の積立金につきましては、財政調整基金のほか3基金に対しまして利子分を積立てしたものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長（吉川裕幸君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては35ページとなりますので、併せて

ご参照をお願いいたします。

4目会計管理費につきましては、会計一般管理費の費用となっております。

11節につきましては、事務用品のほか、決算書等の印刷製本費でございます。

12節につきましては、口座振替に係ります回線利用料及び公金口座取扱い手数料等でございます。

13節につきましては、会計課及び出張所で収納いたしました公金、納付書等を指定金融機関まで警備輸送いたします業務の経費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、5目財産管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、35ページから36ページをお願いいたします。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センター及び南部コミュニティセンターの施設の管理及び庁舎、共用車、普通財産の管理経費を支出したものでございます。4施設の利用の状況につきましては、成果に関する説明書の36ページをご参照いただきたく存じます。

まず、7節につきましては、施設管理の事務補助員、作業員及び巡視員であります。

11節は、各施設の管理消耗品代、燃料費、印刷代、光熱水費、施設の修繕料、また、公用車の燃料代及び車検整備代などであります。

12節につきましては、庁舎及び各施設の電話料金、給水検査料、公用車の車検印紙代、施設の火災保険料、公用車の自賠責損害保険料でございます。

81ページ、82ページをお願いいたします。

上段の備考の部分でございますが、森林災害保険料でございます。

13節につきましては、吉岡コミュニティセンター窓口業務及び消防施設保守点検などの施設管理費のほかに、南部コミセン等の警備及び清掃等の管理業務、マイクロバス及び議会専用車の運転業務、公共施設等長寿命化計画、各種普通財産の管理業務などが主な内容となっております。

14節につきましては、旧NTT施設の借り上げ分、AED、公用車のリース、テレ

ビの聴取料などとなっております。

15節につきましては、庁舎及び南部コミセンへの防犯カメラ設置工事、庁舎の蓄熱槽ろ過装置等修繕工事、台風第19号被害に係ります高田倉庫周辺等の整備工事等、吉岡コミセンの雨漏り工事などを施工したものでございます。

18節につきましては、机、椅子等の庁用器具のほか、公用車及びAED収納ボックスの購入、南部コミュニティセンターの展示用ショーケースの購入代であります。

19節は、黒川地域防火管理協会負担金及び防火管理者資格取得講習会受講料であります。

27節につきましては、共用車の購入及び車検に伴います自動車重量税でございます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きますて、6目企画費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては36ページから40ページまでとなりますので、よろしく申し上げます。

企画費につきましては、広域行政の推進、総合計画の進行管理、地域情報通信基盤整備事業、テレビ共同受信施設の管理、防衛施設周辺整備対策事業、米軍実弾射撃移転訓練等に伴います安全対策、地域活性化事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、高等学校等通学応援事業、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業及び昨年10月の消費税引上げに伴います影響緩和策としてのプレミアム付商品券事業に関します費用となっております。

初めに、1節につきましては、総合計画審議会委員報酬でございます。

3節につきましては、米軍実弾射撃移転訓練及びプレミアム付商品券業務に係ります職員の手当でございます。

4節及び、83、84ページの7節につきましては、プレミアム付商品券発行に係ります事務補助員の賃金、社会保険料でございます。

8節につきましては、ふるさと寄附に係ります返礼品代、指定管理者候補者選定委員会外部委員の謝礼、地域公共交通会議委員への謝金でございます。

9節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償及び東京で開催されました移

住フェアへ参加した際の旅費でございます。

11節につきましては、町民バスの修繕料、プレミアム付商品券の印刷費のほか、事務消耗品等でございます。

12節につきましては、テレビ共同受信施設の共済分担金、町民バス自賠責保険料、ふるさと寄附に係りますポータルサイトへの掲載料、クレジット決済の手数料及びプレミアム付商品券に係ります郵便料及び換金の振込手数料で、換金振込手数料の一部を繰越しとさせていただいております。

13節につきましては、町民バス・デマンドタクシーの運行業務、光ファイバー網保守業務、令和元年度から外部委託といたしましたふるさと寄附業務、プレミアム付商品券、支援システムの導入業務及び元年度に作成いたしました都市計画基本図作成業務でございます。

14節につきましては、光ファイバー網設置に伴います電力柱、電話柱への添架料及び昨年開催しましたワークショップの中で町内視察を行いました際のバス借上料でございます。

15節につきましては、吉田地区のテレビ共同受信施設が台風19号の被害に遭い破損いたしましたので、それに係る補強工事でございます。

18節につきましては、町民バス停留所を3か年で更新することといたしており、その2年目の元年度は12基を更新したものでございます。

19節につきましては、負担金として仙台都市圏広域行政推進協議会のほか10団体への負担金。補助金につきましては、ふるさと産品開発協議会、鶴巣地域振興協議会への活動補助、ふるさと推進会として認定しております任意団体への補助及び高等学校通学応援事業補助として実質91人で、デマンドタクシーの運行維持、車両購入事業として1件の補助、並びに子育て世帯等移住定住応援事業として10件、三世代同居応援事業として9件の補助金交付を行っております。

20節につきましては、プレミアム付商品券事業において使用された商品券の換金に係りますものでございます。商品券の使用期間を本年3月31日までとしておりましたので、換金の手続が4月以降となるものもございませため、一部を繰越しといたしております。

85、86ページをお願いします。

25節につきましては、ふるさと寄附金として受けました歳入額のうち、返礼品の調達経費を除きました額をふるさと応援基金へ、防衛施設周辺調整交付金を充当し、子ども医療費助成事業基金への積立て及び基金利子分の積立てでございます。

27節公課費につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。
以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

それでは、午後も引き続きよろしくお願ひいたします。

2款1項7目電子計算費からでございます。電子計算費につきましては、電子計算機器の管理運営に要した費用でございます。

説明書は、40ページをご参照ください。

11節は、電算関係消耗品のほか、トナー、PCカートリッジ等の消耗品に要した経費でございます。

12節は、インターネット接続料、データ光通信回線網の通信費用、本庁出先機関通信料などでございます。

13節は、ソフトウェアライセンス更新、元号改正対応業務、繰越明許費のネットワーク環境不足対策業務及び公式ホームページシステム保守、総合電算処理運用支援保守、電算機器システム総合保守等の委託料でございます。

14節は、住民基本台帳税システムの大和町総合行政システムや財務会計、人事給与、施設管理など、情報処理と情報管理を行うためのシステムの借上料でございます。

15節は、サーバー室仕切りパネル撤去工事費用でございます。

18節は、統合端末タッチモニターの購入費用。

19節は、自治体セキュリティクラウド、県高度情報化推進協議会及び宮城県市町村

電子申請システム共同利用負担金、地方公共団体情報システム機構の交付金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、8目出張所費でございます。杜の丘出張所の運営管理費になります。

9節につきましては、職員の事務連絡の旅費になります。

11節につきましては、事務用品やコピー料金になります。

13節につきましては、レジスターの保守点検料になります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全に係ります各種事業の実施や交通安全思想の普及啓蒙に要した費用であります。

説明書は40ページでございます。決算書87ページ、88ページをお願いいたします。

1節は、交通安全指導員23名に対する報酬でございます。

9節は、交通安全指導員の出勤延べ703名分の費用弁償になります。

11節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット、交通安全指導員用装備用品、新入生用黄色い帽子等の購入に要した費用であります。

12節は、交通安全指導員に係る傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でございます。

18節は、貸出し用チャイルドシート15台の購入に要した費用であります。

19節は、黒川地区交通安全推進連絡協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金、町内交通安全協会7支部に対します活動費の補助金であります。

27節は、交通安全広報車2台分の自動車重量税になります。

続きまして、10目無線放送施設管理費についてでございます。防災行政無線放送施

設の管理運営に要した費用でございます。

説明書は41ページをお願いいたします。

11節は、防災行政無線の電気料及び修繕料でございます。

12節は、黒川消防本部との専用回線使用料であります。

13節は、移動系無線設備車載器の移設、防災行政無線放送施設の年間保守点検業務及び移動系無線設備の保守点検業務の委託料であります。

14節は、防災行政無線長者館山再送信局管理用通路の土地借上料でございます。

15節は、防災行政無線屋外子局ののり面流出箇所の復旧工事であります。

19節は、防災無線の電波利用料となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

続きまして、11目女性行政推進費でございます。

説明書は41ページをお願いいたします。

男女共同参画社会の形成に向けまして、意識の高揚を図るための啓発活動等に要した経費でございます。

1 節及び9 節は、男女共同参画推進審議会を開催した際の委員報酬及び費用弁償でございます。

8 節は、支出がございませんでした。

11節は、事務用品、啓発パンフレット代等、男女共同参画推進審議会時のお茶代、啓発チラシの印刷代でございます。

続きまして、12目消費者行政推進事業費でございます。

賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し、消費生活に係る相談の迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

7 節は、週1回の消費生活相談員1名分の賃金でございます。

8 節は、消費生活講座の講師謝礼。

11節は、消費生活啓発用品、講師お茶代及び啓発リーフレット作成に要した経費でございます。

19節は、縣市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目諸費の総務課分でございます。防犯対策表彰式に要した経費、人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動、結婚相談支援事業等に要した経費でございます。

決算書91、92ページをお願いいたします。説明書につきましては、42ページから44ページでございます。

1節は、表彰審査委員会委員の報酬でございます。

8節は、結婚相談アドバイザーへの謝礼、町政功労者表彰式記念品、人権作文コンクール参加賞代等でございます。

9節は、表彰審査委員の費用弁償でございます。

11節は、表彰式、人権啓発、社明運動啓発用品購入代、町内に配置しております防犯カメラの電気代等に要した経費でございます。食糧費につきましては、人権相談員の昼食、表彰の際の茶菓子代金でございます。

12節につきましては、結婚相談支援事業、表彰式に要しました郵便料金、全国町村会総合賠償補償保険料等でございます。

13節は、縁結び応援事業委託料と防犯カメラの保守料でございます。

14節は、縁結び応援事業の車借上料でございます。

15節は、宮床、吉田、鶴巣、落合地区に防犯カメラ各1基の設置工事代でございます。

19節につきまして、負担金は、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか7団体への負担金でございます。補助金につきましては、大和町防犯協会への補助金でございます。

総務課分は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

同じく13目諸費のうち、財政課分につきましてご説明させていただきます。

91ページ、92ページでございます。

14節、使用料及び賃借料でございます。14節のうち土地借上料につきましては、宮床地区駐車場用地の借上料となっております。

続きまして、19節でございます。補助金のうち591万5,000円が財政課分でございます。宮床、吉田、落合の各財産区会計から一般会計に繰入れを受けまして、地域団

体へ補助を行ったものでございます。

詳細につきましては、別冊の成果に関する説明の内訳の44ページをご参照お願いいたします。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

同じく町民生活課分でございます。

自衛官募集事務費でございます。

9節につきましては、自衛隊家族会連絡協議会の研修会参加旅費でございます。

11節につきましては、コピー代金となります。

12節につきましては、郵便料金となります。

19節につきましては、自衛隊家族会への3万円の補助金となります。

以上です。よろしく願います。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、同じく諸費の都市建設課所管分について説明を申し上げます。

成果に関する説明書につきましては、42ページ上段をお願いいたします。

11節につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料で、防犯灯数2,489基分の電気料及び機器の不具合等により故障した防犯灯28基の修繕に要した費用でございます。

15節につきましては、行政区長等からの要望により新設をいたしました14基の設置に要した費用でございます。新設した防犯灯はいずれも電柱添架によるものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

議長（高平聡雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

続きまして、2項徴税費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、44ページから48ページに記載をいたしております。また、令和元年度の町税の課税状況につきましては、20ページから25ページに記載をしておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

決算書91、92ページでございます。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。

1節報酬及び、93、94ページの9節旅費につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会に係るものでございまして、令和元年度中には審査の申出がなく、審査会の開催はなかったものであります。

9節につきましては、研修会参加1名分の費用弁償でございます。

11節は、消耗品といたしまして、コピー代や参考図書購入及び追録代、固定資産評価審査委員研修会資料代、また、税務課証明書用紙等の印刷製本費に要した費用でございます。

19節につきましては、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。

賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、土地家屋の評価業務及び徴収業務に要した費用でございます。

4節及び7節につきましては、収納事務に係る事務嘱託員1名、申告業務における事務補助員6名分の賃金、社会保険料等でございます。

8節は、賞賜金といたしまして、納税に関するポスターコンクール応募者への記念品、報奨金は、納税貯蓄組合71組合に対します完納報奨金でございます。

9節につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会の職員旅費でございます。

11節につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書等の印刷及び徴収業務に係ります督促状等の印刷代、並びに公用車の整備代、燃料代、あとは事務用品等に要した費用でございます。

12節でございます。還付通知用はがきの通信運搬費、コンビニクレジット収納、口

座振替等に要する手数料でございます。公用車の損害保険料等も12節になるものでございます。

13節でございます。住民税に係ります国税連携システム更新、地方税共通納税システム対応業務、軽自動車税納税通知書発送業務。固定資産税につきましては、土地評価標準地下落修正業務、評価替えに向けた固定資産評価支援業務、標準宅地不動産鑑定評価業務並びに管理徴収業務に係ります滞納管理システム保守委託に要した費用でございます。

14節は、機械借上料といたしまして、確定申告支援システムの更新、固定資産管理及び家屋評価システムの借り上げ、システム利用料といたしまして、滞納管理システム及び地方税電子申告支援サービス、e L T A X対応国税連携システムサービスに係る利用料でございます。14節には、有料道路の通行料、駐車場使用料等に要した費用がございます。

19節につきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節は、個人及び法人町民税、固定資産税等の税額の修正等によります還付金及び還付加算金でございます。

27節は、自動車重量税でございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

成果に関する説明書は49ページからになります。

7節につきましては、マイナンバーカード交付等事務に係る事務補助員の賃金になります。

97、98ページをお願いいたします。

9節につきましては、コンビニ交付実施に係る職員旅費になります。

11節につきましては、事務用品、参考図書代、コピー代、各種申請書や証明書の印刷代になります。

12節につきましては、電話料、郵便代、コンビニ交付試験運転に係る手数料になります。

13節につきましては、戸籍や住民票等のコンビニ交付に係るシステム構築委託料、戸籍システム、レジスター、マイナンバー裏面プリンターの保守点検料になります。

14節につきましては、戸籍システム、マイナンバー裏面プリンターの借上料になります。

19節につきましては、県戸籍住基事務協議会への負担金、コンビニ交付に係る運営負担金、マイナンバーカード関連事務に係るJ-LISへの交付金になります。

以上となります。よろしくお願いたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

次に、4項選挙費でございます。選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要した費用でございます。

説明書は、51ページ、52ページでございます。

1目選挙管理委員会費の1節及び9節は、委員4名の報酬及び費用弁償。

11節は、参考図書、事務用消耗品代等でございます。

13節は、元号改正に伴う投票管理システムの改修及び保守料でございます。

2目選挙啓発費につきましては、選挙ポスターコンクール、黒川高等学校での出前講座の実施に要した費用でございます。

8節は、選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代。

9節は、明るい選挙啓発大会参加に伴います費用弁償。

99ページ、100ページをお願いいたします。

14節につきましては、大会参加時の駐車料金でございます。

3目参議院議員選挙執行費は、令和元年7月21日執行の選挙に要した経費でございます。投票率は50.03%ございました。

1節及び9節は、選挙管理委員4名及び投開票立会人等の報酬及び費用弁償でございます。

7節は、選挙事務補助員及び選挙公報配布の賃金でございます。

8節は、選挙ポスター掲示場設置の謝金でございます。

11節は、選挙事務に要する消耗品、啓発用品、コピー代、投票立会人、事務従事者の弁当代、入場券、選挙人名簿等の印刷に要したものでございます。

12節は、郵便料、電話料及び計数機、投票用紙交付機の点検料でございます。

13節は、ポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料、投票用紙読み取り機の保守業務委託料でございます。

14節は、投票所会場借上料、投票箱送致用のタクシー借上料でございます。

18節は、投票用紙読み取り分類スタッカーを購入した費用でございます。

4 目県議会選挙執行費は、令和元年10月27日執行の選挙に要した経費でございますが、定数の立候補によりまして無投票でございました。

1 節及び、101、102ページでございます、9 節は、選挙管理委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

8 節につきましては、選挙ポスター掲示場設置謝金でございます。

11節は、入場券、選挙人名簿等の印刷・製本に要した経費でございます。

12節につきましては、郵便料金。

13節は、ポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料でございます。

5 目町長選挙執行費につきましては、令和元年9月29日執行の選挙事務に要した経費で、投票率は50.61%でございました。

1 節及び9 節は、選挙管理委員、投開票立会人等の報酬及び費用弁償でございます。

7 節は、選挙公報配布のための賃金でございます。

11節は、選挙事務に要する消耗品、啓発用品、コピー代、投票立会人、事務従事者の夕食代、入場券、投票用紙等の印刷に要した費用でございます。

12節は、郵便料及び計数機、投票用紙交付機の保守点検料。

13節は、ポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料でございます。

103、104ページをお願いいたします。

14節は、投票所会場借上料及び投票箱送致用タクシー借上料でございます。

6 目町議会議員選挙執行費につきましては、令和2年3月29日執行の選挙事務に要した経費でございます。投票率は46.65%でございました。

1 節及び9 節は、選挙管理委員、投開票立会人等の報酬及び費用弁償でございます。

7 節は、選挙事務補助員及び選挙公報配布のための賃金でございます。

8 節は、選挙ポスター掲示場設置謝金でございます。

11節は、選挙事務に要する消耗品、啓発用品、コピー代、投票場暖房用の灯油代、投票立会人、事務従事者の夕食代、入場券、投票用紙等の印刷に要した費用でございます。

12節は、郵便料及び計数機、投票用紙交付機保守点検料でございます。

13節は、ポスター掲示板の設置及び撤去業務の委託料。

14節は、会場借上料及び投票箱送致用のタクシー借上料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。

成果に関する説明書につきましては、引き続き52ページの一番下となります。

令和元年度は、毎年実施される工業統計調査、5年ごとに実施される経済センサス及び農林業センサスが実施され、その調査に要した経費と、令和2年度に実施されます国勢調査、経済センサス活動調査調査区管理の準備に要する費用でございます。

初めに、1節及び、次の105ページ、106ページの9節につきましては、各統計調査の調査員、指導員に係ります報酬、費用弁償でございます。

3節につきましては、各統計調査事務に従事した職員の時間外勤務手当でございます。

4節及び7節は、農林業センサスにおきます事務補助員の賃金、社会保険料でございます。

11節につきましては、事務消耗品のほか、調査実施に当たり、各調査員に配付する事務用品、食糧費につきましては、調査員を対象とした説明会の際のお茶代でございます。

12節は、郵便料及び調査員への通信費でございます。

19節につきましては、県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会への運営事業費補助金でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

次に、6項1目監査委員費の歳出につきましてご説明申し上げます。

説明書につきましては、53ページをお願いいたします。

監査委員費は、監査委員、職員の人件費及び各種会計の監査に要する経費でございます。

1節は、監査委員2名の報酬でございます。

9節は、監査委員の費用弁償及び研修会参加旅費と随行職員の旅費でございます。

11節は、コピー代、参考図書購入代、お茶代等でございます。

決算書は、107、108ページをお願いいたします。

19節につきましては、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

再開は午後1時40分とします。

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、3款民生費でございます。

決算書107、108ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等への支援、生活保護等事務費及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出しに要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は54ページから併せてご参照をお願いいたします。

1節及び9節は、民生委員児童委員一斉改正に伴います民生委員推薦会委員延べ13名分の報酬及び費用弁償でございます。

7節につきましては、生活保護相談員及び事務補助員の賃金でございます。

8節は、地域福祉計画策定委員会委員の報酬及び地域福祉おこし研修の講師謝礼でございます。

11節は、消耗品、事務用品及びコピー代に要した費用でございます。燃料費は、公用車の燃料代でございます。食糧費は、民生委員推薦委員会開催のお茶代でございます。修繕料は、公用車車検代でございます。

12節の通信運搬費は、電話料でございます。手数料は、行旅死亡人に伴います死体検案作成料及び公用車の車検手数料でございます。

109、110ページをお願いいたします。

自動車損害保険料は、公用車の損害保険料並びに車検時の自賠責保険料でございます。

13節は、セラピー広場の管理業務委託及び引取り手のない死亡者の火葬業務委託料でございます。

19節は、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアセンター、大和町遺族会への補助金でございます。

20節は、浮浪者の一時扶助に要した費用でございます。

25節は、長寿社会対策として基金利子分の積立てでございます。

27節は、公用車の車検に要した重量税でございます。

28節は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては55ページとなります。

老人福祉費は、生き生きサロン事業、老人クラブ活動事業、シルバー人材センターへの資金事業、敬老事業、高齢者への生活支援事業、老人保護措置事業、高齢者タクシー助成事業等に要した費用でございます。

4節及び7節は、高齢者タクシーの申請受付事務に伴います事務補助員の社会保険料及び賃金でございます。

8節は、各地区敬老会開催に伴いますアトラクション謝礼及び敬老者への記念品代等でございます。

11節は、コピー料金等の消耗品、敬老会開催に伴います敬老者及びボランティア等の食糧費並びに敬老者名簿、高齢者タクシー利用助成券等の印刷製本費でございます。

12節は、敬老会案内状の送付に係ります通信運搬費及び敬老祝い金の口座振込手数料でございます。

13節は、在宅の高齢者等を対象としました寝具乾燥消毒サービス事業、軽度生活援

助事業等に要した委託料でございます。

19節は、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの賛助会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費でございます。補助金は、町内53地区実施のとなりぐみ生き生きサロン事業への補助金及び大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ、老人クラブ連合会への助成でございます。

111ページ、112ページをお願いいたします。

20節は、80歳以上の方への敬老祝い金及び100歳の方に対する特別敬老祝い金、介護用品購入助成費用、養護老人ホーム等入所者7名分の保護措置費用、高齢者タクシーの利用助成費用でございます。

23節は、平成30年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業補助金の償還金でございます。

28節は、介護保険事業勘定科目への町の介護給付費法定負担分及び人件費を繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3目国民年金費です。国民年金に係る進達事務等に係る経費になります。

成果に関する説明書は57ページになります。

11節につきましては、事務用品、コピー代、参考図書代となります。

12節につきましては、電話料及び郵便料金になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

引き続き、111ページ、112ページでございます。

4目障害福祉費についてご説明を申し上げます。

成果に関する説明書は58ページからでございます。

障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児及び障害者への給付、障害者交通費助成などに要しました費用でございます。決算書のほう、次のページ、113ページ、114ページお願いいたします。

7節でございます。聴覚障害者の窓口での手続、相談時の手話通訳者、障害者の手続全般に関わります相談員、福祉タクシー事業等の事務補助員及び保育所等を巡回し助言を行う心理相談員の配置に要しました賃金でございます。

8節は、身体障害者及び知的障害者の相談員、障がい者福祉計画推進協議会委員及び障害者支援区分認定調査委員等への謝金でございます。

9節は、障害支援区分認定調査委員の費用弁償でございます。

11節は、コピー代、参考図書、事務用消耗品等の消耗品費、会議時のお茶代、ガイドブック及び福祉タクシー助成券などの印刷製本代でございます。

12節は、通信運搬費としてのシステムの回線通信料及び手数料として主治医意見書作成及び判定手数料、国保連合会への介護給付費請求の審査支払い手数料などに要しました費用でございます。

13節は、障害福祉システムの保守、元号改正、税制改正及び未就学児無償化に伴いますシステム改修、障がい者等基幹機能型相談支援事業、意思疎通事業、移動支援、訪問入浴、日中一時支援事業、緊急時一時支援体制事業及び地域活動支援センターの運営業務等に要しました委託料でございます。

14節は、障害福祉サービスシステムの借上料でございます。

19節は、黒川地域行政事務組合への障害者区分認定審査会の負担金、補助金としまして、町の身体障害者福祉協会、町手をつなぐ育成会への運営費補助、身体障害者用自動車改造費助成、運転免許取得助成及び自発的活動支援事業者団体への助成金でございます。

20節です。障害児及び障害者への日常生活用具、更生医療、補装具、在宅酸素濃縮器利用助成、居宅介護やショートステイ、グループホーム入所・通所及び放課後デイサービス、福祉タクシー助成等に要しました、失礼しました、福祉タクシーは削除させていただきます、放課後デイサービス等に要しました費用でございます。

決算書、115、116ページをお願いいたします。

23節です。平成30年度分の障害者扶助費の国・県補助金の確定に伴います償還金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては62ページとなります。

ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターの維持管理費に要する費用でございます。

11節はセンター内の電球、蛍光灯、事務用品等の購入費でございます。燃料、光熱費は、センターの維持管理に要しました燃料、電気料、電気水道料金の費用でございます。修繕料は、センターに接していますデイサービスの暖房、センター内の旧事務室のエアコン、消防設備等の修繕に要した費用でございます。

12節は、電話料金、受水槽の水質検査に関わる手数料及びセンター火災保険に要した費用でございます。

13節は、公園植栽剪定並びに除草業務、総合案内、機械設備保守点検等の施設管理委託料でございます。

14節は、センター内にあります食堂の業務用食器洗浄機、簡易冷房機の借り上げ及びテレビ聴取料でございます。

15節は、センター内に隣接しておりますデイサービスの改修工事並びに漏水工事、センターの正面玄関自動ドア交換、建具交換等に要した費用でございます。

19節は、黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費になります。

後期高齢者医療事務に要した経費になります。

19節につきましては、県後期高齢者医療広域連合への町負担金になります。

28節につきましては、後期高齢者医療特別会計への操出金になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

それでは、2項1目児童福祉総務費であります。

主要な施策に関する説明書62ページから64ページをお願いいたします。

決算書については、117ページ、118ページをお願いいたします。

児童福祉総務費につきましては、特別児童扶養手当等の事務費、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等の管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策事業、心身障害者医療費助成事業、幼稚園就園奨励・教育振興事業、児童支援センター事業に要した経費でございます。

1節、9節につきましては、子ども・子育て会議委員への報酬、費用弁償でございます。

7節につきましては、あんしん子育て医療費助成事務補助員、心身障害者医療費助成事務補助員、子育て支援課臨時事務補助員、そして生活家庭相談員に要した経費でございます。

8節につきましては、未就学児童向けのことばの教室の指導員への謝金及び虐待防止対策地域連絡協議会委員への報償でございます。

11節につきましては、消耗品としてコピー代、図書購入、事務用消耗品の購入、公用車の燃料費、会議等のお茶代、医療費受給者証、子育て情報誌等の印刷代、児童遊園の水道等の光熱水費、修繕料につきましては、児童遊園、スポーツ広場の修繕に要した経費でございます。

12節につきましては、あんしん子育て医療費助成事務及び児童手当、心身障害児医療事務に係る郵便料、児童支援センターの電話代、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害保険料等でございます。

決算書119ページ、120ページをお願いいたします。

13節につきましては、児童支援センター運營業務委託及びあんしん子育て医療給付、未熟児医療給付の審査及び支払い事務の委託、私立幼稚園就園奨励費補助金システムの幼児教育無償化に対応するためにシステム改修に要したもの、児童支援センターのエアコン等の清掃に要した費用、第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る業務

委託、さらには児童遊園の遊具点検、除草作業等の施設管理に係る業務の委託に要した費用でございます。

14節につきましては、幼稚園就園奨励費補助金交付事務に係りますシステムの機器賃借料、児童福祉担当者会議の際の有料道路交通料と、あと駐車場の使用料でございます。

19節につきましては、子育て支援サークル・団体への補助、幼稚園就園、教育振興事業としまして町内にあります幼稚園に対して助成、私立幼稚園に通園する町内在住の通園児の保護者に対して助成を行い、幼児教育・保育の無償化により幼稚園に対して助成を行ったものでございます。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費の助成でございます。

23節につきましては、平成30年度分の未熟児養育医療費補助金の精算でございます。続きまして、2目児童措置費でございます。

主要な施策に関する説明書64ページをお願いいたします。

児童措置費のうち子育て支援課所管分についてご説明させていただきます。

児童手当の支給事務につきましては、ゼロ歳児から15歳児までの約4,100人分への児童手当の支給に要した費用でございます。

7節につきましては、児童手当支給事務補助員の賃金でございます。

11節につきましては、消耗品の購入、児童手当現況届等の印刷製本などでございます。

12節につきましては、児童手当現況届等の通知の郵便料金でございます。

13節につきましては、児童手当施行規則の改正があり、それに対応してシステムの改修をしたものでございます。

20節につきましては、児童手当の支給費でございます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく町民生活課分でございます。

成果に関する説明書は同じく64ページになります。

11節につきましては、お誕生お祝いメッセージカードの台紙代等になります。

20節につきましては、第3子以降育児応援祝金事業になります。出産祝い金10万円を54人へ、小学校入学祝い金5万円を35人へ、中学校入学祝い金5万円を24人へ支給したものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君

子育て支援課長（小野政則君）

3目母子福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書64ページとなります。決算書については121ページ、122ページをお願いいたします。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭医療費助成事業、母子福祉対策事業に要した経費でございます。

11節につきましては、コピー代、事務用消耗品の購入、受給者証等の印刷代でございます。

12節につきましては、受給者証等の郵送に係る経費でございます。

19節につきましては、大和町母子福祉会への助成でございます。

20節につきましては、母子父子家庭医療費助成で、対象者749人への助成でございます。

続きまして、4目保育所費であります。

説明書は65ページ、66ページをお願いいたします。

保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所の管理運営及び市立認可保育園、菜の花、大和すぎのこ、杜の丘、すみれの花の各園への運営委託及び特別保育であります一時預かり事業、延長保育事業等に要した費用でございます。

1節につきましては、もみじヶ丘保育所の嘱託医、小児科医と歯科医師への報酬でございます。

7節につきましては、もみじヶ丘保育所の臨時職員、保育士と用務員に係る賃金でございます。

8節につきましては、もみじヶ丘保育所の退所児童への記念品、または運動会時の賞品等に要したものの、保育所入所選考会委員会の委員さんへの報償費でございます。

9節につきましては、保育所職員の研修等の旅費でございます。

11節につきましては、コピー代、事務用消耗品の購入、ガス代、灯油代、来客用のお茶代、保育所入所等の通知の印刷代、電気水道料、施設の小破修繕、給食の賄い材料等を購入した費用でございます。

決算書123ページ、124ページをお願いいたします。

12節につきましては、もみじヶ丘保育所の電話料、郵便料、クリーニング代、エアコン・ヒーター等の施設の点検、保育料の口座振替に係る手数料、火災保険料でございます。

13節につきましては、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園、すみれの花保育園等への運営の委託費、もみじヶ丘保育所の給食調理業務、清掃業務、病後児保育施設設計業務、消防施設等の点検、警備業務の委託に要した経費でございます。保育システム管理の無償化に対応する改修も、こちらの委託料で予算措置して実施しております。

14節につきましては、もみじヶ丘保育所のAED及び印刷機のリース代、遠足の際のバス借り上げ、清掃用具のレンタル料でございます。

15節につきましては、もみじヶ丘保育所の屋根塗装工事に要した費用でございます。

18節につきましては、もみじヶ丘保育所の包丁まないた殺菌庫の更新、児童台帳用の書庫、職員ロッカーの購入に要した費用でございます。

19節につきましては、小規模保育事業、事業所内保育事業への給付負担金、幼児教育保育の無償化に伴う認可外保育施設利用者への給付金、各種協議会、研修会に係る負担金。補助金につきましては、認可外保育施設や企業主導型保育事業を利用した保護者に対し利用料の補助を行ったもの、一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助したものでございます。

23節につきましては、平成30年度子ども・子育て支援交付金事業及び保育所運営費の精算確定によります国・県への補助金の返還金でございます。

続きまして、5目児童館費です。

主要な施策に関する説明書67ページをお願いいたします。

児童館費につきましては、7児童館の管理運営事業に要した費用と、放課後児童クラブ事業に要した費用でございます。

1節につきましては、7児童館の児童館運営協議会委員の報酬でございます。

決算書125ページ、126ページをお願いいたします。

7節につきましては、公立で運営しております4児童館の児童厚生員、宮床児童館の用務員の賃金でございます。

8節につきましては、各児童館の特別開館時における行事等の講師謝金でございます。

9節につきましては、運営委員会委員の費用弁償、児童館職員の研修などの旅費でございます。

11節につきましては、事務用の消耗品の購入、ガス代、灯油代、来客者用お茶代、電気料、水道料、各施設の小破修繕に要した費用でございます。

12節につきましては、電話料、郵便料、検便手数料、施設の火災保険、施設賠償責任保険でございます。

13節につきましては、よしおか放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営業務の委託、エアコン、自動ドアの点検業務、旧宮床児童館樹木伐採業務、カーペット清掃業務、各児童館の消防施設点検などの業務委託でございます。

14節につきましては、各児童館のAED及び印刷機、清掃用品のリース料でございます。

15節につきましては、吉田、鶴巣、落合児童館にエアコンの新設、もみじヶ丘児童館のエアコンの更新及び防火壁設置工事、旧宮床児童館解体に要した費用でございます。

18節につきましては、もみじヶ丘、杜の丘児童館にパソコンの配置、吉田児童館にホワイトボードを購入した経費でございます。

決算書127ページ、128ページをお願いいたします。

19節につきましては、宮城県児童館連絡協議会、防火管理者協議会への負担金。補助金につきましては、民営の放課後児童クラブへのキャリアアップ処遇改善補助と、児童館母親クラブに対する補助金でございます。

22節については、旧宮床児童館敷地内の土地一筆に抵当権があり、解除するため供託金を国庫に納めたものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後2時20分とします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、続きまして3款3項1目災害救助費でございます。

ページは127ページ、128ページでございます。

8節は、令和元年台風19号に関わる義援金配分委員会委員への謝礼でございます。

20節は、同じく令和元年台風19号に関わる災害慶弔金でございます。

21節は、貸付金は貸出しがございませんのでゼロでございました。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 (櫻井和彦君)

続きまして、4款でございますが、その前に、大変申し訳ございません。先ほど3款1項4目の中で説明にちょっと誤りがございました。113ページ、114ページになります。申し訳ございませんが、お戻りいただきたいと思えます。

20節でございます。扶助費でございますが、私、最後に福祉タクシー除きますというお話しでしたが、思い違いでございました。申し訳ございません。こちらに記載の重度障害者日常生活用具給付等事業費ほか、合わせて10事業への助成に係るものでございますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、4款でございます。4款1項1目保健衛生総務費でございます。

127ページ、128ページでございます。よろしく願いいたします。

保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品の贈呈、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合への負担金、水道事

業への出資繰出金、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出しに要しました費用でございます。

成果に関する説明書につきましては68ページ以降になりますので、併せてご参照をお願いいたします。

まず、1節でございます。食育推進会議委員の報酬でございます。

続きまして、129、130ページをお願いいたします。

7節は、乳幼児健診、育児相談、妊産婦・新生児訪問指導等に係ります保健師、看護師、保育士、栄養士、歯科衛生士、助産師、心理相談員、管理栄養士に要しました賃金でございます。

8節は、保健推進委員、健康たいわ21推進委員への報償金、各種健診時の医師・心理相談員・助産師への謝礼、献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の絵本とバッグ購入等に要しました費用でございます。

9節は、食育推進会議及び健康たいわ21推進委員会開催時の費用弁償、保健師の研修等に要しました費用でございます。

11節は、健康づくり推進事業、母子健康手帳交付、乳幼児健診及び各種健診時の消耗品、封筒などの印刷、公用車3台の燃料費などでございます。

12節は、保健師等が訪問時に使用いたします携帯電話の料金、公用車の損害保険料及び車検手数料のほか、各種健診時に使用いたしましたシーツ等のクリーニングに要しました費用でございます。

13節は、休日の在宅当番医制度事業、健康管理システムの元号改正及び母子保健情報電子化のための改修、妊婦及び乳幼児の健診、訪問指導、幼児健診時の聴覚検査、健康づくり地区モデル事業等に要しました費用でございます。

14節でございます。健康管理システムの端末及びシステムの借上料、食生活改善推進委員会移動研修時のバスの借り上げ、乳幼児等のケア会議開催時に使用いたしました高速道路の通行料でございます。

18節は、乳幼児健診用の体重計、健康教育用の胎児モデルセット、栄養改善事業用の炊飯器及び公用車1台増車に要しました費用でございます。

131、132ページをお願いいたします。

19節でございます。黒川地域行政事務組合への黒川病院及び黒川浄斎場への負担金のほか、各種医療対策委員会等への負担金でございます。補助金につきましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会への運営補助金でございます。

20節は、里帰り等妊婦健康診査助成に要しました費用でございます。

23節は、平成30年度分の感染症予防事業費の国・県補助金の確定に伴います償還金でございます。

24節は、水道事業会計への出資金でございます。

27節は、公用車の自動車重量税でございます。

28節は、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

成果に関する説明書につきましては75ページからでございます。

予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診ほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要しました費用でございます。

7節でございます。健診準備の事務補助員、各種予防接種及び健診、健康教育におけます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等に要しました賃金でございます。

8節は、地区健康づくり事業の講師謝礼及び予防接種健康被害調査委員会委員への謝礼に要しました費用でございます。

9節は、個別訪問時の保健師費用弁償でございます。

11節は、各種健診及び地区健康づくり事業に要しました事務用品等の消耗品、医薬材料等の購入、各種健診の封筒及び問診票、健診票、申込書、クーポン等の印刷に要しました費用でございます。

12節は、各種健診等の受診票及び結果表及び予防接種等の郵送及び健康づくり事業の際の保険に要しました費用でございます。

13節でございますが、予防接種法に基づきます各種予防接種、健康増進法に基づきます基本健診及び各種がん検診等に要しました委託料でございます。

133、134ページをお願いいたします。

14節につきましては、職員の研修会参加時の駐車場使用に要しました費用でございます。

20節は、令和元年度より実施をいたしました里帰り予防接種、医療用ウィッグ、乳房補正具への費用助成に要したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。

町民生活課分でございます。

環境美化の推進、ごみの不法投棄防止、公衆衛生活動、公害対策、狂犬病予防、環境マネジメントの推進の事業に要しました費用でございます。

成果に関する説明書は79ページから81ページをご参照ください。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金になります。

8節につきましては、環境美化推進委員への謝礼金になります。

9節につきましては、環境衛生組合連合会研修会等の職員旅費になります。

11節につきましては、事務用品、コピー代、防疫薬剤、狂犬病予防注射済みシール代、公用車ガソリン代、臨時粗大ごみ回収周知チラシ代のほか、防疫機器の修繕費等になります。

12節につきましては、電話料のほか、空き地除草通知の通信費、公用車車検時印紙代及び公用車保険料になります。

13節につきましては、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理、不法投棄監視パトロール及び撤去作業、機密文書及び紙リサイクル処理、河川水質検査、狂犬病予防注射等に係る業務委託費になります。

135、136ページをお願いいたします。

14節につきましては、狂犬病予防注射時の会場借上料になります。

18節につきましては、現場写真撮影用カメラと防疫用背負い式薬剤散布機械の購入費になります。

19節につきましては、環境衛生組合連合会と黒川食品衛生協会大和支部への補助金及びみやぎグリーン購入ネットワークの負担金になります。

27節につきましては、公用車の重量税になります。

続きまして、2項1目……すみません、1回終わりですね。失礼しました。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分、環境計画推進事業に関します費用でございます。

恐れ入ります、133、134ページにお戻りをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は79ページとなります。

初めに、1節につきましては、環境審議会を2回開催しておりまして、その委員報酬でございます。

9節につきましては、環境審議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、食糧費6,126円のうち3,120円、審議会開催時の飲み物代でございます。

よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

失礼いたしました。

4款2項1目になります。

決算書135ページ、136ページをお願いいたします。

2項1目廃棄物処理費になります。

一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立場の維持管理に要した費用になります。

成果に関する説明書は、81ページから83ページをご参照願います。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員報酬になります。

7節につきましては、ストックヤードの雑草刈り払い賃金になります。

8節につきましては、46団体に対する資源回収奨励金になります。

9節につきましては、審議会委員の費用弁償になります。

11節につきましては、事務用消耗品代、ごみ分別収集コンテナ代、災害廃棄物仮置き場重機燃料代、ごみ収集計画表、納入通知書等の印刷代、ストックヤードの修理代になります。

12節につきましては、災害廃棄物の家電4品目、消火器の処分手数料、コンテナ保管庫の火災保険料になります。

13節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務、動物死骸回収業務、災害廃棄物運搬処理業務等の委託料になります。

14節につきましては、災害廃棄物仮置き場の重機や敷き鉄板の借上料になります。

137、138ページをお願いいたします。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処分場の運営経費、災害処理事業の負担金、4地区6クリーンステーションの整備の補助金になります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、84ページから85ページとなります。併せてご参照をお願いいたします。

農業委員会活動及び農業者年金受託事務事業に要した経費でございます。

1節につきましては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。

7節、事務補助員は3か月分の臨時職員の賃金でございます。

9節、費用弁償は、農業委員等の農業委員会総会出席及び総会案件の現地調査の費用弁償及び秋田方面への先進地視察研修旅費でございます。普通旅費は、職員の随行旅費でございます。

10節につきましては、農業委員会会長の交際費でございます。

11節は、消耗品につきましてはコピー代ほか事務用品代、燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農業委員会だより発行及び農地転用等の申請書の様式の印刷代でございます。

12節、通信運搬費は、郵便料金でございます。

139ページ、140ページをお願いいたします。

13節の業務委託料につきましては、農地台帳システム保守点検料でございます。

14節の車借上料及び有料道路通行料は、農業委員等の先進地視察研修の際のバス借り上げ及び高速道路の通行料でございます。

19節、負担金といたしましては、宮城県農業会議及び仙台地方、それから黒川地域連合の農業委員会の負担金でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、2目農業総務費のうち財政課分につきましてご説明させていただきます。

財政課の所管しております町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの施設管理運営に要した費用でございます。

事業の概要につきましては、説明書の85ページをご参照願います。

決算書の139ページ、140ページでご説明させていただきます。

主な支出でございますが、11節需用費につきましては、各施設の管理用消耗品代のほか、電気料・水道料金等の光熱水費及び施設の設備・備品等の修繕等でございます。

12節は、電話料及び施設の火災保険料であります。

13節につきましては、141ページ、142ページをお願いいたします。

13節は、町民研修センター窓口業務及び日直巡視業務、清掃業務、床暖房保守点検業務及び施設管理、消防設備点検業務、浄化槽維持管理清掃業務等であります。

14節はAEDリース料、NHK受信料、施設管理用マットの借上料であります。

15節につきましては、町民研修センターの壁紙更新、屋根防水、入り口看板設置工事及び落合ふるさとセンターの床修繕、建具等の修繕工事等であります。

18節につきましては、支出済額82万5,886円のうち財政課分が61万646円ございまして、町民研修センターの老朽化した長机の更新、フロアスタンド購入のほか、ブルーヒーターの故障による新規購入等でございます。

財政課分は以上でございます。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、2目農業総務費のうち農林振興課所管分についてご説明申し上げます。

決算書につきましては、お手数ですが、139ページ、140ページにお戻りをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、85ページとなります。

農林振興課分につきましては、人件費、宮床ふれあい農園の管理運営及び公用車の管理が主なものでございます。

消耗品費は、コピー代、ふれあい農園の管理用の消耗品でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代及びふれあい農園の管理機等の燃料代でございます。光熱水費は、ふれあい農園の水道代、電気代でございます。

12節、自動車損害保険料は、公用自動車の共済分担金及び保険料はふれあい農園の管理棟の建物共済分担金でございます。

13節委託料でございますが、決算書141ページ、142ページをお願いいたします。

業務委託料はふれあい農園の施設管理、施設・備品管理委託料はふれあい農園の合併浄化槽の維持管理清掃の委託でございます。

18節備品購入費につきましては、ふれあい農園の耕運機、管理機を更新したものでございます。

19節、負担金は、公益社団法人みやぎ農業振興公社への負担金、それから鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

次に、3目農業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては、85ページから87ページでございます。

農業の振興に要した経費でありまして、農業制度資金利子補給事業、水稻病虫害防除推進事業、農業用プラスチック適正処理推進事業、たいわ産業まつり、農業経営改善支援活動、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地等環境保全対策事業、産直リースハウス事業及び有害鳥獣対策に要した経費でございます。

1節は、鳥獣被害対策実施隊40名の報酬でございます。

8節は、認定農業者経営計画審査のための農業経営改善相談支援チーム員会議の際の報償費でございます。

9節の特別旅費は、大和町認定農業者連絡会先進地視察研修に係る10名分の旅費、普通旅費は職員随行旅費でございます。

11節、消耗品費はイノシシ用捕獲用のくくりわな150基分及びその部品代、それから進入防止柵の部品の修繕代でございます。そのほか、事務用品としてコピー代等がございます。燃料費につきましては、公用車のガソリン代でございます。

12節、通信運搬費につきましては有害鳥獣の連絡用に伴う携帯電話の通信費用で、手数料及び自動車損害保険料は有害鳥獣用の軽トラック購入をした際の印紙代、自動

車共済の分担金でございます。

16節原材料費につきましては、八志田地区に、作業道に有害鳥獣対策として進入防止用グレーチング資材を購入したものでございます。

18節、機械器具購入費につきましては、有害鳥獣対策として軽トラックを購入したものでございます。

143ページ、144ページをお願いいたします。

19節、負担金につきましては、黒川地域担い手育成総合支援協議会、県中山間地域活性化推進協議会、全国中山間地域振興対策協議会、県青果物価格安定相互補償協会及び町有害鳥獣被害対策協議会への補完経費の負担金等でございます。補助金につきましては、農業制度資金利子補給、黒川農作物病虫害防除推進協議会、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会、多面的機能支払交付金、中山間地域直接支払交付金事業として難波地区、金取北地区への助成、補助でございます。それと、中山間地域機構を通しての農地集積事業への補助、JAあさひなを通しての補助としまして農地等環境保全対策事業、野ネズミの駆除でございます。そのほか、産直リースハウス事業、曲がりネギ管理機導入事業等でございます。さらには、狩猟免許取得・更新に係る経費の一部助成、個人が設置します61点の有害鳥獣防止柵補助、国の中山間地域所得向上支援対策事業を活用しまして、宮床、山田、中野、向原地区への地区共同でのイノシシ進入防止柵への支給補助、さらに平成26年度より、イノシシ被害地区が共同で設置しました進入防止柵の管理費などいたしまして、設置延長距離155.76キロに対しまして1キロ当たり10万円の補助を行ったものでございます。

次に、4目畜産業費でございます。

成果に関する説明書は、87ページから88ページでございます。

町畜産振興協議会を通じた畜産農家への予防接種及び枝肉共励会への支援、管内肉用牛の素牛保留等に対する支援、農林系汚染物廃棄物処理業務といたしまして汚染牧草処理に要した経費が主なものでございます。

13節委託料につきましては、平成30年度からの繰越し事業でございますが、汚染牧草放射線濃度測定業務、汚染牧草堆肥化業務に要した経費でございます。

19節、負担金は、大和町畜産振興協議会及び宮城県畜産協会への負担金、補助金は、繁殖牛・子牛事故共済事業及びJA新あさひな農協地区管内肥育素牛販売促進対策事業への補助金でございます。

25節積立金は、肉用牛貸付事業運営基金積立て利子となります。

次に、5目農地費でございます。

成果に関する説明書は84ページとなります。

排水機場の洪水調整事業、土地改良施設の維持管理適正化事業、王城寺原演習場障害防止対策事業としまして八志田堰の改修でございます、及び農業用ため池の調査に要した経費でございます。

7節の賃金は、農業用施設環境整備対策としまして、もみじヶ丘ため池及びその周辺の除草及び支障木の伐採作業、農道除草作業等に要した経費でございます。

9節旅費は、職員の旅費でございます。

決算書129ページ、130ページをお願いいたします。大変失礼しました、すみません、決算書145、146ページでございます。すみません、140……すみません、大変失礼しました。申し訳ございません。すみません、100……5、1、5ですよね、すみません。11節でございます。（「休むか」の声あり）大丈夫でございます。そうですね、一回、すみません。

議長（高平聡雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は3時とします。

午後2時48分 休憩

午後2時59分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長遠藤秀一君

農林振興課長（遠藤秀一君）

それでは、すみません、休憩に引き続いてということで。先ほどちょっとすみません、説明箇所でございますけれども、143ページ、144ページ、決算書でございます。

それから、成果に関する説明書につきましては88ページということで、申し訳ございません。

5款1項5目農地費の職員旅費まで説明させていただきましたので、11節から説明

をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

消耗品費につきましては、ニジマス等100キロの放流稚魚代、それから、農道用、ため池用の注意喚起用のポール等の購入、それから事務用品代でございます。印刷製本費につきましては、農業農村整備計画管理計画図等のカラーコピー代でございます。修繕料は、公用車の点検による修繕料でございます。

続きまして、12節役務費は、取水堰、農業用水路、ため池248か所の農業用施設の責任保険料でございます。

13節は、杜の丘ため池の管理運営事業及びため池基礎調査の前払い金ということで、こちらのほうは繰越し事業となっております。

145ページ、146ページをお願いいたします。

14節、有料道路通行料は高速道路利用料、著作権使用料は建設物価版等の刊行物掲載単価データの利用料でございます。

16節原材料費は、農道維持補修用として碎石の購入経費でございます。

19節、負担金は、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合負担金、大衡村外1町牛野ダム管理組合、宮城県土地改良事業団体連合会への負担金、八志田堰用水路改修事業の工事負担金でございます。補助金は、大和町土地改良区への排水機場の洪水調整事業としての補助金でございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。

成果に関する説明書は88ページから89ページでございます。

国の経営所得安定対策に基づく町水田農業ビジョンに沿った米作り及び転作作物の栽培推進に要した経費でございます。

7節賃金は、転作現地確認調査の立会いに係るものでございます。

8節報償費は、人・農地プランの検討委員会委員6名の謝礼でございます。

9節旅費は、水田農業先進地視察研修の区長等参加者16名及び職員随行旅費でございます。

11節、消耗品費は、転作現地確認のための事務用品、コピー代でございます。食糧費は、集落代表者説明会等のお茶代でございます。

12節、通信運搬費は、経営所得安定対策交付金交付申請書等の郵送料でございます。

13節委託料は、経営所得安定対策支援システムの保守に係ります業務委託料でございます。

14節、機械借上料は、経営所得安定対策支援システム賃借料、車借上料は、転作現

地確認の際の車借上料及び先進地視察の際のバス借上料、有料道路通行料は高速道路使用料でございます。

19節、補助金は、町地域水田農業推進協議会への助成として水田農業改革対策支援交付金補助、集落内での転作の話合いの経費といたしまして50の転作組合などに対しまして水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農用機械整備事業として5つの組合に対しての転作用機械補助、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した農業用機械補助をそれぞれ行っておるところでございます。

次に、2項林業費、1目林業振興費でございます。

決算書147ページ、148ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は89ページでございます。

林業の振興、林道の管理、修繕・除雪、森林管理巡視業務、森林病虫害対策、民有林育成対策事業及び令和元年度より譲与が始まりました森林環境譲与税を基金積立てに要した経費でございます。

7節、作業員は、林道鍛冶屋敷線、一本杉線、高倉線、湯名沢線ほかの除草及び支障木の撤去に係るものでございます。

11節、消耗品費は、林道用注意看板及び現地確認用事務用品に要した経費、修繕料は、林道高倉線の舗装修繕でございます。

13節、業務委託料は、森林管理巡視業務、森林病虫害等防除事業、松くい虫防除事業でございます、南川ダム千本桜維持管理事業、蛇石せせらぎの森管理事業、林道大平柔沼線の除草業務、森林情報システム保守管理業務、林道橋の点検業務及び林道除雪委託業務に要した経費でございます。

16節、補修用材料は、林道維持補修用碎石代でございます。

19節、負担金は、宮城県林業振興協会、宮城県緑化推進委員会会費、日本さくらの会、社団法人林業安全協会等への会費負担金、補助金は、民有林育成対策事業、森林保全推進事業及び町林業地域振興協議会及び市町村総合補助金を活用いたしまして農事組合法人セツ森菌床椎茸生産組合への省エネ化を行うための低温空調機及びLED照明の設備改修を行うための補助を行ったところでございます。

25節は、森林環境譲与税を基金積立てしたものでございます。

次に、3項1目水産業振興費でございます。

成果に関する説明書は90ページになります。

平成30年度からの新設科目となりますが、宮城県と連携いたしまして、大和町発祥の伊達いわなの知名度向上及び販売拡大のためのPR事業を行っております。

11節、消耗品費につきましては、伊達いわなPR用の啓発器具、のぼり旗作成、試食イベントを令和2年1月から3月に町内伊達いわな取扱い店で実施しました伊達いわな支援の日事業に要した経費でございます。印刷費につきましては、伊達いわなリーフレット。

13節委託料は、伊達いわな水槽管理の委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、商工部門につきましてご説明いたします。

決算書149、150ページをお開きください。

主要な施策の成果に関する説明書は91、92ページになります。

6款1項1目商工総務費につきましては、人件費に係るものでございます。

2目商工振興費についてでございます。

商店街活性化対策事業として、くろかわ商工会、大和まるごと市及び空き店舗活用創業者への助成のほか、中小企業振興資金の融資制度、工場立地対策及び企業立地対策に要した経費でございます。

7節は、大和リサーチパーク緑地等支障木伐採作業賃金でありましたが、支出がなかったものでございます。

8節は、企業等連絡懇話会での講師謝礼でありましたが、講師を懇話会会員であります東京エレクトロン宮城執行役員にお願いしたことにより、支出がなかったものでございます。

9節は、職員の企業訪問及び企業立地セミナー等への参加に要したものでございます。

11節は、コピー代、事務用品等の消耗品、食糧費は大和町企業等連絡懇話会の飲食代でございます。

12節は、まほろば夏まつり企業紹介コーナーテーブルクロス等クリーニング代及び産業功労者の感謝状筆耕料でございます。

13節は、仙台北部中核工業団地のり面、同工業団地中央公園内歩道等の除草業務及び大和リサーチパーク歓迎看板撤去に要した経費でございます。

14節は、企業訪問等の際の高速料金代及び駐車場代でございます。

19節の負担金は、中小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核都市建設連絡協議会及び宮城県企業立地セミナー実行委員会の負担金、補助金は、くろかわ商工会に対する経営改善普及事業、地域総合振興事業等への補助、割増商品券発行事業に係る割増し分の補助、大和まるごと市及び店舗取得改修推進事業への補助、中小企業振興資金等への利子補給、企業立地奨励金4件、用地取得奨励金1件、雇用促進奨励金1件、用地取得助成金1件に要したものでございます。

151、152ページをお願いいたします。

21節は、中小企業振興資金貸付預託金でございます。

22節は、宮城県信用保証協会への中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は93、94ページになります。

船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、島田飴まつりの支援、その他観光施設の維持管理に要した経費でございます。

7節は、船形山登山道、升沢及び七ツ森遊歩道の除草、倒木処理作業等、升沢避難小屋及び七ツ森自然遊歩道の管理に要したものでございます。

9節は、全国町村会主催イベント町イチ！村イチ！2019に参加した際の職員旅費。

11節の消耗品費は、コピー代、事務用消耗品代、燃料費は公用車の燃料代、印刷製本費は観光ガイドブックの増刷、七ツ森登山散策マップ等の印刷、光熱水費は旗坂野営場トイレの電気料金、修繕料は、吉岡宿本陣案内所車止め修繕、案内看板移設、七ツ森生産物直売所量水器取替え、入り口階段修繕、立輪水辺公園トイレ手すり取付け等の修繕に要したものでございます。

12節の通信運搬費は、町イチ！村イチ！2019に出品する商品等の送料、手数料は、旗坂野営場給水施設水質等検査、着ぐるみのクリーニング代、明許繰越分につきましては、平成30年度七ツ森自然遊歩道入り口トイレ完了検査手数料、火災及び自動車損害保険料は、商工観光課管理の町有建物と公用車の災害共済分担金、保険料は、尾花沢市花笠まつりと花巻市石鳥谷まつりの参加者に要したものでございます。

13節、業務委託料は、吉岡宿本陣案内所観光案内、観光ガイドブック外国語版印刷業務、観光PRバスツアー広告掲載運行业務、観光PR動画作成業務、南川、宮床ダム周辺の公園管理等の業務、四十八滝運動公園、七ツ森ふれあいの里、ダイナヒルズ運動公園及び七ツ森陶芸体験館の指定管理に要したものの、施設・備品管理委託料は、

旗坂野営場の維持管理に要したものでございます。

14節は、吉岡宿本陣案内所の賃借料、船形山入山届ポスト設置場所の借用代、花笠まつり、石鳥谷まつりの参加に係るバス借り上げ及び高速料金でございます。

153、154ページをお願いいたします。

15節は、七ツ森陶芸体験館駐車場区画線補修、看板塗装修繕、案内看板修繕工事に要したもので、繰越明許費は、平成30年度七ツ森自然遊歩道入りロトイレ新設工事に要したものでございます。

16節は、蛇石せせらぎ公園駐車場用砕石代として。

18節、機械器具費は、観光販売イベント用 i P a d 一式、展示品購入費は、花野果ひろば七ツ森の販売用ショーケースでございます。

19節、負担金は、宮城県観光連盟、宮城県物産振興協会、仙台・宮城観光キャンペーン、宮城黒川地域地場産業振興協議会及び船形連峰御所山連絡協議会等に要したものの。負担金の繰越明許費は、七ツ森自然遊歩道入りロトイレ給水加入金として。補助金は、大和町観光物産協会、南川湖畔花まつり、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつり及び島田飴まつり花嫁道中イベントに要したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君君）

続きまして、7款土木費でございます。

土木費につきましては、道路、河川、橋梁、都市計画、住宅の維持管理、建設に係る費用でございます。

成果に関する説明書につきましては95から100ページになりますので、併せてご参照をお願いいたします。

初めに、1項1目土木総務費でございます。

7節につきましては、事務補助員1名の賃金でございます。

決算書155、156ページをお願いいたします。

11節は、コピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入及び道路用地等の説明会等におけるお茶代に要しました費用でございます。

12節は、道路パトロール及び災害時等の連絡に使用しました携帯電話3台分の通信

料に要した費用でございます。

13節は、町道31路線4.78キロメートルの道路台帳作成及び修正業務、国土調査の訂正に伴う測量等に要した費用でございます。

14節は、研修会等の際の駐車場使用料及び建設物価調査会等への著作権使用料のほか、土木工事積算システムの借上料でございます。

16節につきましては、土地境界立会い用資材の購入に要した費用でございます。

18節につきましては、積算システム用パソコンの購入に要した費用でございます。

19節につきましては、宮城県道路協会ほか11の各種協会等への負担金のほか、繰越明許費によりまして、宮城県が実施しております吉田川床上浸水対策特別緊急事業に伴う地籍調査に要しました費用負担でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、山間部等の町道47路線56.21キロメートルを地元18行政区等に年2回の除草作業を委託した費用のほか、町道の補修、側溝の清掃、除雪の補助作業等に要した費用でございます。

11節は、コピー料金、道路照明灯に係る電気料、公用車車両等の燃料代及び修繕料、バスターミナルに係る電気料、上下水道料金のほか徐融雪PR用チラシ印刷代に要した費用でございます。

12節は、公用車に係る保険料、バスターミナルの火災保険料等に要した費用のほか、繰越明許費によりまして道路パトロール車2台購入に要しました手数料等でございます。

決算書157、158ページをお願いいたします。

13節は、除雪及び融雪等に係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹の剪定、道路清掃、土砂撤去等に係る業務、並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要した費用でございます。

14節は、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地借り上げに要した費用でございます。

15節は、単独事業による町道台ヶ森線ほか3路線の舗装修繕及び町道大崎三ノ関線ほか6路線の側溝修繕、町道熊谷小野線歩道修繕工事に要したもののほか、復興交付金事業によりまして町道幕柳大平線ほか3路線の舗装修繕工事に要したものでございます。また、繰越し事業によりましては、町道台ヶ森線ほか3路線の修繕工事に要した費用でございます。

16節は、碎石・アスファルト合材等道路維持補修用の資材、道路附属物の資材及び融雪剤の購入に要した費用でございます。

18節につきましては、歩道除雪機6台のほか、凍結防止剤散布機1台の購入に要した費用でございます。繰越明許費につきましては、道路パトロール車2台の購入に要しました費用でございます。

27節につきましては、都市建設課所管の3.5トンダンプ1台の重量税でございます。繰越明許費につきましては、道路パトロール車2台の重量税でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費でございます。

説明書につきましては、96、97ページをご参照お願いいたします。

11節につきましては、コピー料金、図面の複写機に係る消耗品費、積算参考図書購入等に要した費用でございます。

12節は、町道西小路線、道路改良事業に伴います分筆登記手数料でございます。

決算書159、160ページをお願いいたします。

繰越明許費は町道幕柳大平線、道路改良事業に伴い舞う分筆登記に要しました費用でございます。

13節は、国土交通省補助事業としまして、町道西原南金谷線に架かります金谷中橋ほか96橋の橋梁点検業務のほか、町道悟溪寺報恩寺線に架かります悟溪寺橋の橋梁修繕詳細設計業務に用いた費用でございます。また、繰越明許費は、町道舞野下草線取付け道路軟弱地盤解析業務に要しました費用でございます。防衛省補助事業としましては、町道深山線及び町道長尾線の道路詳細設計に要したもの、単独事業としましては、町道145路線、151キロメートルの路面性状調査のほか、町道西小路線道路改良事業に伴います用地測量及び物件補償調査等に要しました費用でございます。

15節につきましては、防衛省補助事業としまして、天皇寺地区ほかの排水路整備工事、町道流通平1号線ほか2路線の道路舗装工事に要しました費用のほか、繰越明許費では、町道前河原熊谷線道路舗装工事に要したもの、国土交通省事業による繰越明許費につきましては、高田中央橋橋梁下部工工事及び護岸設置工事に要した費用でございます。単独事業としましては、町道小鶴沢線道路舗装工事及び町道幕柳大平線道路改良工事ほか1路線に要したもの、繰越明許費によります町道幕柳大平線及び町道原子附ノ川線道路改良工事に要した費用でございます。

17節につきましては、町道西小路線道路改良事業におきまして、8筆171.24平方メートルの土地購入費用及び前払い金に要したもの、繰越明許費によりまして町道幕柳大平線道路改良事業に係ります土地購入費用に要しました費用でございます。

22節につきましては、町道西小路線の物件移転補償費用及び前払い金に要したもの、また、繰越明許費による町道幕柳大平線の物件移転補償に要しました費用でございます。

す。

続きまして、2項3目橋りょう維持費でございます。

11節につきましては、町道魚板兵土ヶ原線に架かります魚板橋高欄の修繕に要しました費用でございます。

15節は、町道台ヶ森線に架かります中之越渡橋の補修工事に要しました費用でございます。

2項4目交通安全施設整備事業費でございます。

15節につきましては、町道天皇寺柿木線ほか14路線への区画線等設置工のほか、もみじヶ丘三丁目17号線ほか2路線への路面カラー塗装に要しました費用でございます。

16節は、カーブミラー、注意喚起用看板等、資材の購入に要しました費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。

決算書161、162ページをお願いいたします。

7節につきましては、準用河川湯名沢川ほか4河川の支障木撤去作業等に要しました費用でございます。

11節は、鶴巣地区を流れます一級河川西川で大崎地区にあります樵排水樋管及び鳥屋地区にあります西川排水樋管に係る電気料及び事務用品等に要した費用でございます。

13節は、一級河川吉田川と一級河川善川が合流する箇所でございます吉田川河川公園内の桜の剪定及び除草業務のほか、一級河川西川の樵・西川両排水樋管の操作管理を地元行政区にお願いしております操作管理委託に要しました費用でございます。

15節につきましては、準用河川窪川の堆積土砂撤去工事、西川排水樋管開閉装置交換工事に要した費用のほか、繰越し事業によりまして準用河川明ヶ沢川ののり面補修工事に要しました費用でございます。

19節につきましては、大和町河川愛護会への補助に要しました費用でございます。実施状況につきましては、説明資料98ページ上段に記載のとおりでございます。6河川18地区、作業延べ人数557人の方々から河川愛護活動に参加いただいているところでございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

1節及び9節につきましては、都市計画審議会を2回開催した際の審議会委員の報酬及び費用弁償に要した費用でございます。

11節は、消耗品費としまして参考図書等の購入並びに印刷用ロール紙の購入でございます。

決算書163、164ページをお願いいたします。

食糧費としまして、都市計画審議会でのお茶代に要した費用でございます。

13節は、小野南中央公園等都市計画施設変更図書作成、小野南中央公園等設計業務、大和町吉岡西部地区概略事業計画検討に要しました費用でございます。

25節につきましては、都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費でございます。

28節につきましては、下水道事業特別会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、4項3目公園費でございます。

公園33か所のほか、緑地及び緑道等の維持管理に要した費用でございます。

7節につきましては、もみじヶ丘緑道の支障木伐採作業及び吉岡南せせらぎ水路清掃作業等に要した費用でございます。

11節は、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託公園の遊具及び水道管漏水等修繕のほか、吉岡東公園園路修繕に要した費用でございます。

12節につきましては、公園のトイレ、あずまや等の火災保険等及び吉岡東公園ほか5公園の水道開栓手数料に要した費用でございます。

13節は、都市公園の指定管理委託料及び緑道等の管理委託料、もみじヶ丘1号公園のほか4公園の地元への委託料並びに公園緑地等の遊具点検、城内大堤公園木製デッキ調査業務、テクノヒルズ緑地のり面除草業務等に要した費用のほか、都市再生整備事業による事業効果分析調査を繰越明許費によりまして実施した費用でございます。

15節は、現年度におきまして八谷館緑地遊具等撤去工事、三峯公園トイレ屋根改修工事に要した費用のほか、繰越明許費ではもみじヶ丘歩道橋改良工事等に要しました費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

決算書165、166ページをお願いいたします。あわせまして、説明資料につきましては99ページをご参照をお願いいたします。

町営住宅につきましては、中層住宅140戸、木造住宅は33戸から8戸を解体し25戸に、合わせまして155戸の維持管理に要しました費用でございます。

7節につきましては、住宅敷地の除草作業等に要した費用でございます。

11節は、事務用品費及び図書購入のほか、各住宅の配水管、電気設備、給排水設備等の修繕のほか、部屋の明渡しに伴っての修繕等に要した費用でございます。

12節は、住宅の火災保険料、受水槽の水質検査手数料及びハウスクリーニング代等に要した費用でございます。

13節は、消防設備保守点検、給水施設保守点検、住宅敷地内の除草の管理業務のほか、国土交通省事業によります蔵下住宅1号棟外壁改修工事実施設計業務に要した費用でございます。

14節は、宮床下小路住宅の借地料でございます。

15節は、西原第三住宅4棟7戸、橋本住宅1棟1戸の解体工事、揚水ポンプ等交換工事、西原第一住宅非常灯ほか交換工事等に要した費用でございます。

19節につきましては、甲種防火管理新規講習1名の受講料に要しました費用でございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設事業費でございます。

説明書につきましては、99から100ページをお願いいたします。

11節につきましては、コピー料金及び事務用品等に要しました費用のほか、繰越明許費によりまして鶴巣子育て支援住宅敷地内の公園の水道メーターカウンター代に要しました費用でございます。

12節は、入居者募集の広告掲載料、建築確認及び開発許可申請手数料等のほか、火災保険料に要しました費用、繰越明許費は鶴巣子育て支援住宅敷地内公園への水道施設設置に伴います水道審査手数料に要しました費用でございます。

決算書167、168ページをお願いいたします。

13節は、吉田、鶴巣両地区の建築工事施工管理業務、地上デジタル放送受信調査業務、落合地区住宅建築実施設計業務のほか、宮床地区敷地造成実施設計業務の前払い金に要した費用でございます。

15節につきましては、吉田、鶴巣両地区住宅建築工事及び外構工事等のほか、落合地区子育て支援住宅造成工事の前払い金に要した費用でございます。繰越明許費によりましては、吉田、鶴巣両地区の造成工事に要しました費用でございます。

17節につきましては、吉田、鶴巣両地区の水道加入金、各地区共同受信施設管理組合への加入金に要しました費用でございます。

19節は、落合地区の住宅整備に伴います町水道開発負担金に要しました費用でございます。

22節につきましては、落合地区子育て支援住宅整備に伴います敷地内既設電柱移転補償に要しました費用でございます。

以上が7款土木費に係る支出でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後3時45分とします。

午後3時33分 休憩

午後3時45分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

それでは次に、8款消防費についてであります。

黒川地域行政事務組合への消防負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動、並びに災害対策、災害復旧に要した費用になります。

決算書は167、168ページをお願いいたします。

説明書は101ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費の19節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金であります。

2目非常備消防費につきましては、消防団員501名に対する報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入等に要した費用になります。

1節、9節は、消防団員の報酬及び費用弁償になります。

8節は、団員表彰の際の記念品代であります。

9節の普通旅費は、全国女性消防団員活性化大会参加の旅費でございます。

11節は、新任団員の活動服一式ほか、食糧費につきましては、夏季演習に係る飲料水等の購入、印刷製本費は、火災予防啓発用の火の用心ミニポスター作成に要した費用であります。

14節は、全国女性消防団員活性化大会時の駐車場使用料でございます。

18節は、消防団員の活動服購入ほかに要した費用でございます。

19節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び大和町婦人防

火クラブ連合会への事業費補助を行ったものでございます。

3目消防施設費につきましては、防火水槽や消火栓など、消防施設の維持管理や整備に要した費用になります。

11節は、消耗品といたしまして消防用ホースほか購入費用、燃料費は、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代、光熱水費はポンプ庫の電気料ほかでございます。修繕料につきましては、防火水槽、マンホール鉄蓋の修繕、軽積載車の車検など維持管理に要した費用であります。

12節は、小型動力ポンプ付軽積載車、ポンプ車の車検手数料、保険料等であります。

13節は、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託に要した費用でございます。

14節は、消防自動車車庫用地の借上料でございます。

19節は、消火栓369基の維持管理及び消火栓の新設に要した経費分を負担金として支出したものであります。

27節は、小型動力ポンプ付軽積載車6台及びポンプ車1台など、合計6台分の自動車重量税であります。

次に、4目水防費は、令和元年台風第19号によります洪水被害拡大防止等、水防活動に当たった水防団員に対する費用弁償、団員の装備品の購入及び水防倉庫の設置等に要した費用になります。

決算書は169ページ、170ページをお願いいたします。

8節は、水防協議会委員に対する謝礼でございますが、会議の開催がございませんでしたので、支出はありませんでした。

9節は、令和元年台風第19号に伴います水防活動出動によります費用弁償でございます。

11節は、水防活動用土のう袋をはじめとした各種資機材の購入及び水防倉庫の電気料でございます。

12節は、携帯電話の電話料金でございます。

15節は、蒜袋水防倉庫設置工事に要した費用でございます。

16節は、土のう用洗い砂購入費用を計上いたしておりましたが、支出はございませんでした。

次に、5目災害対策費は、台風19号被害による復旧等に要した経費、自主防災組織の設置促進、防災備蓄用品の購入に要した費用となります。

1節は、防災会議委員に対する報酬でございますが、会議の開催がございませんでしたので、支出はありませんでした。

3節は、台風第19号に伴います避難所運営、災害復旧等に対応した職員の時間外勤務手当等でございます。

8節は、安全・安心まちづくり推進協議会委員への報償金でございます。

9節は、同じく安全・安心まちづくり推進協議会委員への費用弁償を計上しておりますが、支出はございませんでした。

11節は、防災備蓄用非常食などの購入費のほか、台風第19号によります洪水被害に対応した消耗品、資材購入、重機用燃料等に要した費用、さらには新型コロナウイルス感染拡大防止に要する消毒液等の購入に要した費用でございます。

12節は、衛星携帯電話やエリアメール等の通信料、震度計情報等回線使用料、防災用Wi-Fiの月額費用などに要した費用でございます。

13節は、台風第19号被害によります災害ごみの回収等を大和町災害対策協力会へ委託した費用、また繰越明許費につきましては、ハザードマップ作成に要した費用であります。

16節は、防災行政無線長者館山中継局の管理用通路応急復旧用碎石購入に要した費用であります。

18節は、自主防災組織へ貸与する発電機等の購入に要した費用でございます。

19節は、宮城県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金、台風第19号被害に伴います住宅応急修理、被災宅地等災害復旧事業補助金、危険ブロック塀除去事業補助金であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、教育費についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書は103ページから106ページとなりますので、ご参照いたします。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会の定例会12回、臨時会2回の開催及び学校訪問等を実施したものでございます。

1節は、教育委員4名の報酬でございます。

9節は、教育委員4名の費用弁償及び福島県郡山市で開催された東北6県教育委員

会研修会の旅費でございます。

10節は、教育長交際費でございます。

11節は、研修時資料代、参考図書代などでございます。

14節は、東北6県教育委員会研修会の際の高速道路通行料でございます。

19節は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2目事務局費は、事務局の運営、確かな学びプロジェクト事業、「志まなび塾」事業、教育相談事業、学び支援コーディネーター配置事業等の各種事業及び各種団体に対しての負担金や補助等に要した費用でございます。

1節は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員に対する報酬でございます。

175、176ページをお願いいたします。

7節は、教育相談員2名に対する賃金でございます。

8節の報償金は、夢と希望と志を語る会及び指導力向上研修会の講師、学び支援コーディネーター、放課後自習教室学び支援員、サマースクール・ウインタースクール協力者等に対する謝金、賞賜金は、教育論文応募者への図書カード代でございます。

9節は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員、学び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール・ウインタースクール協力者等の費用弁償、確かな学びプロジェクト事業での研修会参加のための普通旅費、志まなび塾受講者及び職員の視察研修のための特別旅費でございます。

11節は、消耗品として事務用品、コピー、参考図書など、燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は、小学校親善陸上記録会競技役員、就学时健康診断従事者の弁当代及び志まなび塾視察研修時の食事代等、印刷製本費は、大和町の学校教育家庭学習の手引き、私たちのまち大和町及び志まなび塾活動記録集などの印刷に要したもの。

12節は、電話料金、郵便料金、学校機密文書処理料、自動車保険料、学び支援員等の損害保険料に要したものでございます。

13節は、標準学力調査事業、土曜学習「まほろば塾」事業、外国語指導助手業務、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、学校教育用コンピューター等保守業務によるものでございます。

177、178ページをお願いいたします。

14節は、志まなび塾視察研修の際の会議室借上料、学校教育用コンピューター、デジタル教科書及び陸上記録会時無線機の借上料、夢と希望と志を語る会、志まなび塾及び中学校区特別支援学級交流会等での児童・生徒輸送に係る車借上料、志まなび塾

視察研修時の有料道路通行料、駐車場使用料及び施設入場料でございます。

18節は、学校用故障機対応用として普通教室用ノートパソコン3台、宮床中学校職員室用3台、クラス増による普通教室用ノートパソコン1台と大型モニター1台、小野小学校加配教員用パソコン3台の購入に要した費用でございます。

19節は、黒川地域行政事務組合ほか5団体に対する負担金でございます。

25節は、学校校舎建築基金及び学校教育振興基金への積立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は、小学校6校の施設維持及び児童、教職員の健康診断、学校管理用備品等の購入に要した費用でございます。

1節は、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節は、事務補助員、作業員、体育館巡視員及びプール監視員の賃金でございます。

8節は、林間教育サポーター謝金、賞賜金は、運動会の賞品及び卒業生への記念品代でございます。

11節は、小学校における消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。

179、180ページをお願いいたします。

12節は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、プール水検査、ピアノ調律、カーテンクリーニング等の手数料、建物火災保険料、プール監視員及び体育館巡視員に係る傷害保険料等でございます。

13節は、児童・教職員の健康診断及び学校業務員8名の業務委託料、施設・備品管理委託料は、小学校警備業務委託料でございます。

14節は、鶴巣小学校進入路に係る土地借上料、印刷機械借上料、陸上記録会・林間教育等における児童輸送のための車借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料でございます。

18節は、学校管理用備品、教材等の学校用備品の購入代でございます。

19節は、学校管理下における児童の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目の教育振興費は、小学校の学習支援員配置事業、教材備品整備事業、学校・地域共学推進事業、児童就学援助費等扶助事業、魅力ある学校図書館づくり事業、遠距離通学費交付金事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、学校図書支援員配置事業、たいわっ子芸術文化推進事業等に要した費用でございます。

7節は、学校図書支援員、学習支援員の賃金でございます。

8節は、スクールソーシャルワーカーに対する謝金でございます。

9節は、スクールソーシャルワーカーへの費用弁償でございます。

11節は、学校行事用品、教材等の消耗品費、プリンターの修繕料でございます。

12節は、不用薬品等処理手数料及びスクールソーシャルワーカーの損害保険料でございます。

181、182ページをお願いいたします。

14節は、たいわっ子芸術文化推進事業演劇「ジパング青春記～慶長遣欧使節団出帆～」鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節は、学校教材備品等の整備に要した費用及び魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要した費用でございます。

19節は、学校・地域共学推進事業として各学校への交付金及び遠距離通学対策費として21名の対象児童、保護者への通学費用の交付金でございます。

20節は、要保護4名、準要保護81名及び特別支援教育就学児童43名に対する教材費や衣料費等の援助、入学前支給を希望した児童4名に年度内支給を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

11節は、校庭用山砂等の消耗品費及び校舎の小破修繕料でございます。

12節は、廃棄物収集運搬処理の手数料でございます。

13節の業務委託料は、難波校舎維持管理業務、鶴巣及び小野小学校の樹木・植栽剪定業務などに要したもの、測量・設計・施工・監理委託料は、学校施設等長寿命化計画策定業務、宮床小学校校舎耐力度調査業務、吉田小学校講堂天井落下防止工事設計業務に要したもの、繰越明許費は、平成30年度からの繰越しであります小学校空調設備整備施工管理業務に係るもの、施設・備品管理委託料は、各学校各種設備の保守点検について委託したものでございます。

下段の測量・設計・施工・監理委託の繰越明許費につきましては、吉田小学校講堂天井落下防止工事施工管理業務で令和2年度に繰越しをしております。

14節は、自動体外式除細動器（AED）及び小野小学校階段昇降車の借上料でございます。

15節は、吉岡小学校屋内運動場天井雨漏り工事及び給水装置修繕工事、宮床小学校外階段手すり設置工事、落合小学校給食室壁改修工事、小野小学校小荷物専用昇降機制御盤交換工事及び建具等修繕工事を施工したものでございます。また、繰越明許費

は、平成30年度からの繰越しであります小学校空調設備整備工事でございます。

下段の繰越し明許費3,423万2,000円につきましては、吉田小学校講堂天井落下防止等工事で、令和2年度に繰越しをしております。

183ページ、184ページをお願いいたします。

次に、3項中学校費、1目学校管理費は、中学校2校の施設維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1節は、学校医及び薬剤師に対する報酬でございます。

7節は、事務補助員、体育館スクールバス転回場安全巡視員、用務員の賃金でございます。

8節は、体育祭の賞品及び卒業生への記念品でございます。

9節は、学校用務員の事務連絡時の旅費でございます。

11節は、中学校における消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。

12節は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、飲料水検査、ピアノ調律等の手数料、火災保険料、施設賠償保険料でございます。

13節は、生徒・教職員の健康診断、学校業務員、スクールバス運行业務の委託料及び学校警備に要したものでございます。

185、186ページをお願いいたします。

14節は、大和中学校スクールバス転回場に係る土地借上料、印刷機械借上料、中総体や駅伝大会等学校行事等における車借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料でございます。

18節は、学校管理用備品等を購入したものでございます。

19節は、学校管理下における生徒の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会ほか3団体への負担金。補助金は、大和中学の柔道東北大会、全国大会、マーチングコンテスト東北大会、宮床中学校フィギュアスケート東北大会、全国大会の参加補助金でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校における教材備品の整備、学校・地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくりに要した費用でございます。

7節は、学校図書支援員及び学習支援員に対する賃金でございます。

11節は、学校行事用品、教材等の消耗品費、プリンターの修繕料でございます。

12節の通信運搬費は、電話料金でございます。

14節は、たいわっ子芸術文化推進事業演劇鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節は、学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業として、学校図書
の整備に要した費用でございます。

19節は、学校・地域共学推進事業として、中学校2校への交付金でございます。

20節は、要保護3名、準要保護66名及び特別支援教育就学生徒11名に対する教材費
や衣料費等の援助、入学前支給を希望した生徒7名に年度内支給を行ったものでござ
います。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費
用でございます。

11節は、消耗品として学校用管理用砂等に要したもの。

187、188ページをお願いいたします。

修繕料は、校舎の修繕に要したものでございます。

12節は、廃棄物収集運搬処理の手数料でございます。

13節は、測量・設計・施工・監理委託料につきましては、学校施設等長寿命化計画
策定業務に要したもの、繰越明許費は、平成30年度から繰越しであります中学校空調
設備施工管理業務に係るもの、施設・備品管理委託料は、学校各種設備の保守点検に
ついて委託したものでございます。

14節につきましては、自動体外式除細動器（AED）の借上料でございます。

15節は、大和中学校のトイレ洋式化工事、屋内運動場照明器具交換工事、ハンガー
ドア修繕工事及び宮床中学校交通安全施設設置工事などを実施したものでございます。
また、繰越明許費は、平成30年度からの繰越しであります中学校空調設備整備工事で
ございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

それでは、続きまして、4項1目社会教育総務費につきましてご説明をさせていた
だきます。

成果に関する説明書につきましては、107ページから110ページをご参照願います。

社会教育総務費は、生涯学習推進事業としてのまほろば大学の開校のほか、家庭教
育事業、青少年教育事業、成人教育事業として子育て講座やジュニア・リーダー育成、

協働教育の推進、原阿佐緒賞などを行ったものでございます。

1節につきましては、社会教育委員会委員13名分の報酬でございます。

8節でございます。報償金につきましては、まほろば大学開校式での記念講演や家庭教育事業、青少年教育事業等における講師謝金でございます。賞賜金につきましては、第20回を迎えました原阿佐緒賞での記念のしおり代、受賞に係りますブロンズ代などでございます。

189、190ページをお願いいたします。

9節につきましては、社会教育委員の費用弁償でございます。また、普通旅費につきましては、社会教育主事講習に係ります職員旅費、特別旅費につきましては、短歌教室での講師、原阿佐緒賞選考委員等の旅費でございます。

11節でございます。消耗品費につきましては、各事業実施に伴う事務用品、コピー代等でございます。燃料費につきましては、公用車2台のガソリン代などでございます。食糧費につきましては、各種事業でのお茶、ケータリング代でございます。印刷製本費は、まほろば大学開校式などの式次第、協働教育ニュース、協働教育カレンダーほか、各種事業実績報告書等の印刷代でございます。光熱水費は、民俗談話室の電気料、水道料でございます。修繕料は、町で所蔵しております画家菅野廉の絵画作品3点の修復を行ったものでございます。

次に、12節でございます。通信運搬費につきましては、各種事業の連絡等に要する郵送料でございます。広告料につきましては、月刊誌「短歌」及び「現代短歌」等に原阿佐緒賞の作品募集広告を掲載いたしましたものでございます。手数料につきましては、テーブルクロスのクリーニング代、火災保険料は町有財産に係るもの、自動車損害保険料は公用車2台に係るもの、保険料は各種事業実施に伴う傷害保険でございます。

13節につきましては、宮床歴史の村の指定管理料ほか、社会教育施設管理業務委託料と大和町に伝わる史実国恩記を基にした紙芝居の制作に係る委託料でございます。

14節でございます。土地借上料につきましては、民俗談話室敷地借りに伴うもの、機械借上料につきましては、協働教育に係る農機具等の借上料でございます。車借上料につきましては、大和っ子未来塾、少年の主張仙台地区大会、原阿佐緒賞表彰式などに要したバス、タクシー代でございます。有料道路通行料は、各種事業実施時に要した高速道路通行料であります。施設使用料につきましては、大和っ子未来塾での志津川自然の家の使用料です。

次に、15節につきましては、宮床歌の小径遊歩道橋等修繕工事をを行ったものでございます。

18節につきましては、各種事業で使用する携帯電話1台を購入いたしましたものでございます。

19節でございます。負担金につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年のための宮城県民会議等への負担金でございます。補助金につきましては、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、ジュニア・リーダー連絡協議会等への補助金でございます。

続きまして、191、192ページをお願いいたします。

22節につきましては、新型コロナウイルスにより本年2月末に予定しておりました文化講演会を急遽中止といたしましたことから、講演会講師のキャンセル料でございます。

23節につきましては、平成30年度分の地域学校協働活動推進事業補助金、協働教育事業の補助金につきまして、実績報告の集計で一部誤りがあり、補助金の再確定により過分となりました1,000円を返還いたしましたものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

再開は4時25分とします。

午後4時17分 休 憩

午後4時24分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

続きまして、2目公民館費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、111ページから114ページをご参照願います。

主な事業としては、公民館分館長会、世代間交流事業や青少年教育事業としての成

人式等、成人教育事業や女性教育事業では各種講座を実施しました。また、高齢者教育事業ではお達者倶楽部、芸術文化事業では町民文化祭等、図書室の運営等を行いました。

次に、決算書の191ページから192ページをお願いいたします。

1節につきましては、公民館分館長41名分の報酬であります。

7節につきましては、図書業務の非常勤職員4名分の賃金であります。

8節につきましては、報償金としまして、まほろば大学の各種教室、各種講座の講師及び地域交流のつどいの謝金等であります。賞賜金は、成人式の記念品、記念写真代等であります。

9節につきましては、分館長の会議や研修等、出席者の費用弁償であります。

11節につきましては、図書購入費や成人式、町民文化祭等の各種事業での消耗品代、公用車のガソリン代、町民文化祭、成人式の協力者昼食代、冊子、町民文化祭のポスター印刷代や公用車の整備代であります。

12節につきましては、各種教室や講座の案内、会議開催通知等の電話料金、郵便料金、公用車の車検手数料、損害保険料等でございます。

193ページ、194ページをお願いいたします。

13節につきましては、町民文化祭での大ホール舞台の照明と音響操作等を追加で派遣委託した経費であります。

14節につきましては、図書システム借上料、お達者倶楽部の移動研修に伴うバス借上料と有料道路通行料であります。

19節につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会等への負担金、そして町の連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会への補助金であります。

27節公課費につきましては、公用車の車検に伴う重量税であります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。

成果に関する説明書につきましては、114ページから115ページをご参照お願いいたします。

文化財保護費では、郷土史講座や文化財めぐりなどを通じた文化財愛護の普及活動、開発に伴います発掘調査、各種資料の調査整理、周知展示事業等行っているところがございます。

1節につきましては、文化財保護委員4名の報酬でございます。

7節につきましては、発掘調査と文化財整理のための作業員の賃金でございます。

8節は、郷土史講座、文化財めぐりでの講師謝金でございます。

9節につきましては、文化財保護委員の費用弁償、郷土史講座講師に係ります特別旅費でございます。

11節でございます。消耗品につきましては、事務用品、コピー代、調査用品等でございます。燃料費は発電機のガソリン代、印刷製本費につきましては、写真プリント代でございます。光熱水費につきましては、信楽寺跡地の電気水道料であります。

12節でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話料金、郵送料でございます。手数料につきましては、信楽寺跡地の水道開栓手数料でございます。

14節でございます。機械借上料につきましては、発掘調査に係ります重機の借り上げ、車借上料は、郷土史講座講師のタクシー代、文化財めぐりに要したバス代でございます。

195、196ページをお願いいたします。

有料道路通行料は、文化財めぐりでの高速道路通行料でございます。

15節につきましては、町指定有形文化財の報恩寺の木造伝聖観音菩薩などの文化財説明板を設置したものです。

19節につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金及び町内文化財保護団体7団体に対します補助金でございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

4目まほろばホールの管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は、115ページから119ページまでをご参照願います。

主にまほろばホールの施設設備の管理、まほろばホール運営委員会や文化振興協会

によるまほろば夢ステージ、幼児・小学生を対象とした芸術鑑賞会等の事業実施となります。そして、まほろばギャラリーでの展示や少年少女合唱団の育成を行っております。

次に、決算書の195ページ、196ページをお願いいたします。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬であります。

7節につきましては、まほろばホール窓口業務を担当しております非常勤職員2名の賃金であります。

9節につきましては、まほろばホール運営委員会議出席者への費用弁償であります。

11節につきましては、各種事務用品、電気、水道、ガス、冷暖房用灯油の光熱水費、その他、大ホールピアノ修繕や施設小破修繕等の費用であります。

12節につきましては、電話料、郵便料、火災保険料、損害保険料等であります。

13節につきましては、舞台設備操作や総合管理等の業務委託、土・日、祝日等の窓口業務の業務委託料であります。

14節につきましては、AED借上料や電話回線使用料等であります。

197ページから198ページをお願いいたします。

15節につきましては、ホール等ホワイエの壁面クロス張り替え工事、照明制御設備更新、屋上防水改修工事、まほろばホール音響設備工事に要したものであります。

18節につきましては、事務室の単独ネットワーク回線用ブロードバンドルーター、和室用座椅子、公用自動車等の購入に要した経費であります。

19節につきましては、全国公立施設文化協会等の負担金と大和町文化振興協会運営事業の補助金であります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、119ページから120ページをご参照お願いいたします。

教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンター管理運営に要したものでございます。

7節につきましては、各教育ふれあいセンターの体育館巡視員の賃金でございます。
11節でございます。消耗品費は、施設の維持管理用品やグラウンドの砂など、燃料費は草刈り機の燃料代、光熱水費は、施設の電気料、水道料、修繕料は各施設の小破修繕でございます。

12節は、水質検査の手数料、施設の火災保険料及び損害保険料でございます。

13節でございます。業務委託料につきましては、用務員委託や敷地除草等業務でございます。測量・設計・施工・監理委託料につきましては、施設の長寿命化計画策定に係ります委託料、施設・備品管理委託料につきましては、施設警備委託、施設維持管理におけます設備等の保守点検委託を行ったものでございます。

14節でございます。土地借上料につきましては、落合教育ふれあいセンター敷地内に残ってございました赤線、公共物の既往使用料でございます。機械借上料はAEDの借り上げ、テレビ聴取料は各センターに係るもの、清掃用具借上料はモップのレンタルでございます。

15節につきましては、落合教育ふれあいセンターの駐車場舗装修繕工事、鶴巣教育ふれあいセンターのホール天井修繕工事、駐車場湧水処理工事、あずまや修繕工事、自転車置き場のり面修繕工事を実施したものでございます。

17節につきましては、14節でもご説明いたしました落合教育ふれあいセンター敷地内に残ってございました赤線、公共物を東北財務局から購入いたしましたものでございます。

199、200ページをお願いいたします。

18節でございます。庁用器具費は、鶴巣教育ふれあいセンターの保健室等のカーテンを購入したもの、機械器具費は、同じく鶴巣の教育ふれあいセンターで使います刈り払い機を購入いたしましたものでございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎の管理運営に要したものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書は120ページになります。

11節の燃料費はガス代、光熱水費は電気及び水道料金、修繕料はガラス修繕に要したものでございます。

12節は、通信運搬費としての電話料、くみ取り手数料、火災保険料でございます。

13節は、施設の清掃等の管理委託に要したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

成果に関する説明書につきましては、120ページから122ページをご参照お願いいたします。

保健体育総務費は、スポーツ推進のための審議会、スポーツ推進委員やスポーツ賞顕彰、奨励金、スポーツ施設の維持管理及び教室・大会等の実施に要したものでございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬とスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。

8節につきましては、スポーツ賞の顕彰に係りますブロンズ等の経費及びスポーツ奨励金の交付をいたしたものでございます。

9節につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員への費用弁償でございます。

11節でございます。消耗品費につきましては、事務用品、コピー代等でございます。燃料費は公用車のガソリン代、食糧費につきましては、宮城ヘルシー大会参加者への昼食代等でございます。

12節でございます。通信運搬費につきましては、大会連絡等に要した郵便代でございます。

201、202ページをお願いいたします。

火災保険料は各体育施設に係るもの、自動車損害保険料は公用車に係るもの、保険料はスポーツ推進委員の傷害保険料でございます。

13節でございます。業務委託料につきましては、体育施設指定管理委託料及び大和町スポーツフェアの委託料でございます。繰越明許費での業務委託料につきましては、

平成30年度に更新いたしましたトレーニング機器等の体育施設の備品廃棄業務でございます。測量・設計・施工・監理委託料につきましては、総合運動公園多目的広場実施設計、ダイナヒルズ多目的広場実施設計の委託料でございます。

14節でございます。車借上料につきましては、宮城ヘルシー大会参加のための車借上料でございます。有料道路通行料につきましては、仙台管内スポーツ担当者協議会研修会等の高速道路通行料でございます。備品借上料につきましては、町民マラソン大会での無線機20台の借上料でございます。

15節につきましては、総合運動公園多目的広場改修工事、総合体育館消防設備更新工事、総合体育館換気格子改修工事、ダイナヒルズ野球場内野整備工事を行ったものでございます。

19節でございます。負担金につきましては、七ツ森ハーフマラソン大会負担金、県スポーツ推進委員協議会負担金でございます。補助金につきましては、町スポーツ協会と町スポーツ少年団への補助金でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、123ページをご参照お願いいたします。

広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内の5か所のレクリエーション広場の管理に要したものでございます。

11節でございます。消耗品費は、レクリエーション広場管理用消耗品、光熱水費につきましては、各広場の電気料、水道代でございます。修繕料は、北目レクリエーション広場のトイレ修理等に要したものでございます。

12節につきましては、水道開栓手数料でございます。

13節につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託しているものでございます。

15節につきましては、北目レクリエーション広場ののり面側溝修繕工事、三ヶ内レクリエーション広場の舗装道路修繕工事を行ったものでございます。

次に、3目自転車競技場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、引き続き123ページをご参照お願いいたします。

自転車競技場は、宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理を行っているものでございます。

13節につきましては、管理運営業務を体育施設指定管理者へ委託しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

次に、4目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。

主要な施策に関する説明書は、123ページとなります。

1節は、学校給食運営審議会委員の報酬でございます。

203ページ、204ページをお願いいたします。

7節は、除草作業員賃金及び業務員の賃金でございます。

9節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償でございます。

11節は、給食センター施設の運営に要した消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、施設設備の修繕料、給食の賄い材料購入費でございます。

12節は、通信運搬費として電話料、切手代、手数料として給食センター及び職員の検便検査、給食費振替等の手数料、厨房機器保守点検手数料、火災保険料、公用車の損害保険料でございます。

13節の業務委託料は、学校給食調理業務及び可燃物処理業務、測量・設計・施工・監理委託料は、学校施設等長寿命化計画策定業務及び空調設備設置工事設計業務、施設・備品管理委託料は、警備委託料等でございます。繰越明許費の269万5,000円は、空調設備設置工事費施工管理業務で、令和2年度に繰越したものでございます。

14節は、高圧食器洗浄機、牛乳保冷库等の機械借上料、テレビ聴取料、清掃用具借上料でございます。

205ページ、206ページをお願いいたします。

システム借上料は、栄養価計算システムの賃貸料でございます。

15節は、下処理室、事務室、休憩室の空調設備交換工事を行ったものでございます。

繰越明許費の5,822万円は、空調設備設置工事で、令和2年度に繰越したものでございます。

18節は、機械器具費として、蒸気回転釜、保温食缶、配膳台等を購入したものでございます。

19節は、学校給食栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会等への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

主要な成果に関する説明書は、124ページでございます。

令和元年10月12日から13日にかけての台風19号により被災した農地及び農業用施設の災害復旧を行うものでございます。また、圃場に堆積した稲わらにつきまして、指定した集積所への撤去費用も含むものでございます。

13節、業務委託料は、鶴巣太田の雲の川橋等の39か所の応急復旧業務を行ったもので、翌年度へ一部繰越明許を行っております。また、測量・設計・施工・監理委託料につきましては、国の補助を受けて農地農業用施設を復旧するための測量設計を行ったものでございます。

15節工事請負費は、宮床山田地区草野川排水路等4か所の復旧工事を行いました。なお、国の補助を受けて災害復旧を行う落合大角地区の永松沢ため池等復旧工事等21か所、いわゆる国災でございます、そのほか単独災害復旧工事、農道高山8号線等につきましても、一部繰越明許を行っておりますのでございます。

19節、機械器具費につきましては、各地区で設置したイノシシ侵入防止柵について、流出被災を受けた12地区の11.5キロを繰越明許で対応しております。19節、負担金は、県営事業で災害復旧に取り組んでいただいておりますが、大平排水機場ほか5か所の事業負担金でございまして、こちらも一部繰越明許を行っております。補助金は、40万円以下の小災害復旧事業補助金としまして、全体で1,310件でございますが、このうち年度内完了が514件ということで、796件を繰越明許で対応しております。また、国の補助事業を活用して、被災米被害があった2件の農家に対しまして営農再開事業補助、また、県の補助を受けまして、転作組合等へ次期大豆作付種子等の補助を行いました。なお、国の補助を受けての被災ビニールハウス、被災農機具等の支援事業は、繰越明許費での対応となります。交付金につきましては、農地に堆積した稲わらを撤去するための国の補助事業を活用しまして、28団体へ撤去費用といたしまして1立米当たり5,000円の補助を行ったものでございます。また、農地へ堆積した稲わらを堆肥化し、圃場へ還元する事業につきましては、繰越し事業での対応でございます。

次に、3目林業施設災害復旧費でございますが、13節、業務委託料につきましては、石塚線等の5路線の復旧業務を行っております。また、繰越明許では、林道一本杉線等に対応する予定でございます。

207ページ、208ページをお願いいたします。

15節、工事請負費につきましては、林道滝ノ原蘭山線等の復旧工事でございますが、一部繰越明許を行っておるところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

同じく2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

主要な成果に関する説明書につきましては、124ページ中段より125ページとなりますので、よろしくをお願いいたします。

この復旧費につきましては、平成30年9月30日から10月1日にかけての台風24号により被災しました町道の災害復旧に係るもの、また令和元年10月12日から13日にかけての台風19号により被災しました町道の災害復旧に要しました費用でございます。

13節につきましては、町道への稲わら及び土砂堆積に伴います撤去作業緊急対応業務、町道のり面復旧業務等のほか、道路災害復旧事業、査定用測量設計業務に要しました費用でございます。

13節につきましては、単独事業による町道山田運動場線ほか7路線のり面復旧工事等に要しました費用、補助災害復旧事業では、町道上綱木下原線復旧工事の前払い金に要した費用でございます。繰越明許費によりましては、町道嘉太神線の災害復旧工事に要しました費用でございます。

同じく2項2目河川災害復旧費でございます。

この復旧費につきましては、令和元年10月12日から13日にかけての台風19号により被災しました河川の災害復旧に要しました費用でございます。

13節につきましては、準用河川湯名沢川への大型土のう設置業務のほか、河川災害復旧事業査定用測量設計業務に要しました費用でございます。

15節につきましては、準用河川明ヶ沢川ほかの災害復旧工事に要します費用を繰越明許費としまして所用したものでございます。

同じく2項3目都市施設災害復旧費でございます。

この復旧費につきましても、令和元年10月12日から13日にかけての台風19号により被災しました都市施設の災害復旧に要しました費用でございます。

13節につきましては、都市施設災害復旧事業査定用測量設計業務に要しました費用でございます。

15節につきましては、まほろば公園のフェンス復旧工事に要しました費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、209ページ、210ページをお願いいたします。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費は、令和元年10月の台風19号で被災しました宮床中学校北側ののり面復旧に要したものでございます。

主要な施策に関する説明書は125ページになります。

13節は、国の補助災害復旧事業の申請に伴う被災箇所の除草とブルーシート養生の業務委託及び測量設計業務の委託料でございます。

15節はのり面災害復旧工事で、令和2年度に繰越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、11款公債費につきましてご説明いたします。

成果に関する説明書は126ページをお願いいたします。

1 項1 目元金につきましては、借入先7 機関への償還金でございます。

2 目利子につきましては、借入先6 機関への利払いに要した経費でございます。

続きまして、12款予備費につきましては、新型コロナウイルスの影響で中止となりました文化講演会のキャンセル料として充用いたしましたものでございます。

続きまして、211ページをお願いいたします。

令和元年度大和町一般会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。

1 の歳入総額は139億4,919万8,000円、2 の歳出総額は125億9,346万5,000円、3 の歳入歳出差引額は13億5,573万3,000円でございます。4 の翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越し事業に要します一般財源でございます。 (2) 繰越明許費繰越額の7 億8,781万1,000円、 (3) 事故繰越し繰越額4,078万8,000円、計8 億2,859万9,000円を差し引きました5 の実質収支額は5 億2,713万4,000円でございます。このうち、6 の地方自治法の規定に基づきまして2分の1 以上の額といたしまして、2 億7,000万円を財政調整基金に繰り入れるものでございます。5 の実質収支額から6 の基金繰入額を差し引きました額が2 億5,713万4,000円となりますが、こちらが純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は7 日の午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後4 時5 6 分 延 会